

富良野市立地適正化計画
(現況と課題編)

令和3年 12 月

目 次

1. 立地適正化計画の概要	1
1－1 立地適正化計画とは.....	1
1－2 立地適正化計画策定の背景.....	2
1－3 計画に定める事項	2
1－4 計画の位置づけ	3
1－5 計画の対象区域.....	4
1－6 計画の目標年度（計画期間）	4
2. 現状と課題	5
2－1 地勢	5
2－2 人口	6
(1) 人口・世帯数の推移	6
(2) 人口分布.....	7
2－3 土地利用	8
(1) 土地利用現況	8
(2) 空家の分布状況.....	9
(3) 開発行為の実施状況	11
(4) 人口集中地区及び人口密度	12
(5) 災害危険箇所	14
2－4 公共交通.....	19
(1) 運行状況.....	19
(2) 公共交通空白地域.....	20
(3) J R 乗降客数の推移	21
(4) 乗用車保有台数・保有率の推移	22
(5) 高齢者の自動車運転免許保有・運転免許返納者数	22
2－5 都市機能.....	23
(1) 行政施設.....	23
(2) 歴史・文化・体育施設.....	24
(3) 教育施設.....	25
(4) 子育て支援施設.....	26
(5) 集会施設.....	27
(6) 金融施設.....	28
(7) 医療施設.....	29
(8) 商業・宿泊施設.....	30
(9) 保健・福祉施設.....	31
2－6 経済活動.....	32
(1) 商業の状況	32
(2) 地価	33

2-7 財政	35
(1) 市全体の歳入・歳出	35
(2) 公共施設等の現況及び将来の見通し	39
2-8 人口の将来見通し	40
(1) 将来見通しにおける人口増減	40
(2) 高齢化の状況	42
2-9 都市構造上の評価	44
2-10 関連計画・他部局の施策等	46
(1) 上位計画等	46
(2) 上位計画等	47
(3) 他部局の施策等	51

1. 立地適正化計画の概要

1-1 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、平成 26（2014）年 8 月施行の都市再生特別措置法の一部改正により、市町村が策定できることとなった計画です。

立地適正化計画では、都市全体の構造を見渡し、コンパクトシティの考えをもとに、緩やかな誘導により都市機能や居住機能の立地を図ります。また、公共交通と連携し、住宅と生活サービスに関連する医療・福祉・商業等の利便施設がまとまって立地するまちづくりを目指すものです。

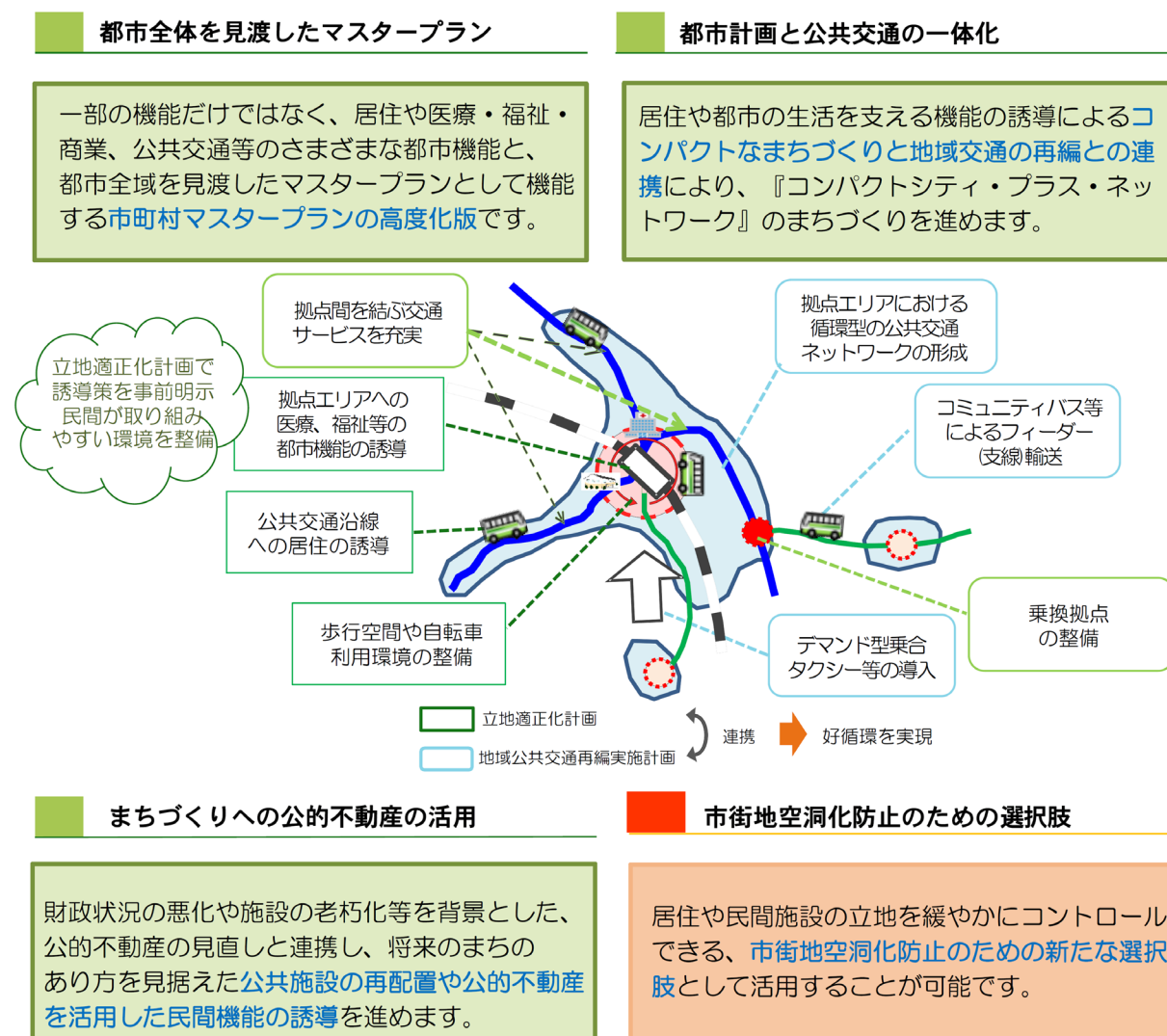


図 1-1 立地適正化計画制度の意義と役割（資料：国土交通省立地適正化計画概要パンフレット）

1－2 立地適正化計画策定の背景

人口減少・少子高齢化、地球温暖化に起因する環境問題と防災意識の高まり、財政的制約の顕在化など、富良野市を取り巻く社会情勢等は大きく変化しており、持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっています。

一方、国においては平成 24（2012）年 12 月に都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）が施行され、目指すべきまちづくりの方向性として「コンパクトなまちづくり」が示されるとともに、平成 26（2014）年 8 月に施行された改正都市再生特別措置法により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す「立地適正化計画」制度が創設されました。

このような状況を踏まえ、富良野市においては、都市づくりを推進するための「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本方針として、「富良野市立地適正化計画」を策定します。

1－3 計画に定める事項

立地適正化計画に記載する事項は以下の通り定められています。

- ①立地適正化計画の区域
- ②住宅及び都市機能の増進施設の立地の適正化に関する基本的方針
- ③防災指針
- ④都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）
- ⑤都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）
- ⑥都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）
- ⑦居住の誘導や誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策

1-4 計画の位置づけ

富良野市立地適正化計画は、富良野市都市計画マスタープラン（以下、都市マスという）の高度化版として位置づけられる計画です。本計画は都市マスで定めた都市像を実現するため、具体的な取組を定めたものです。

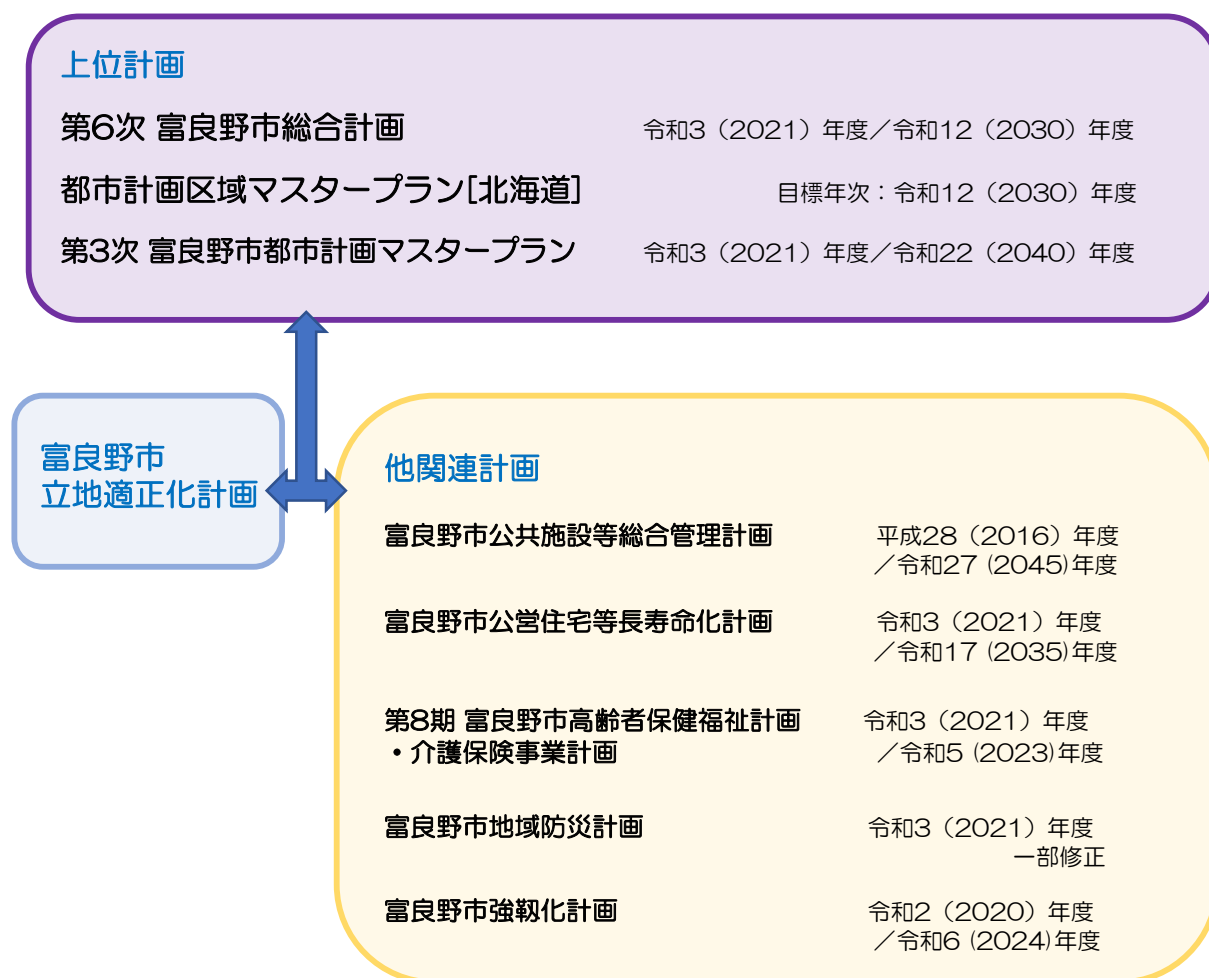
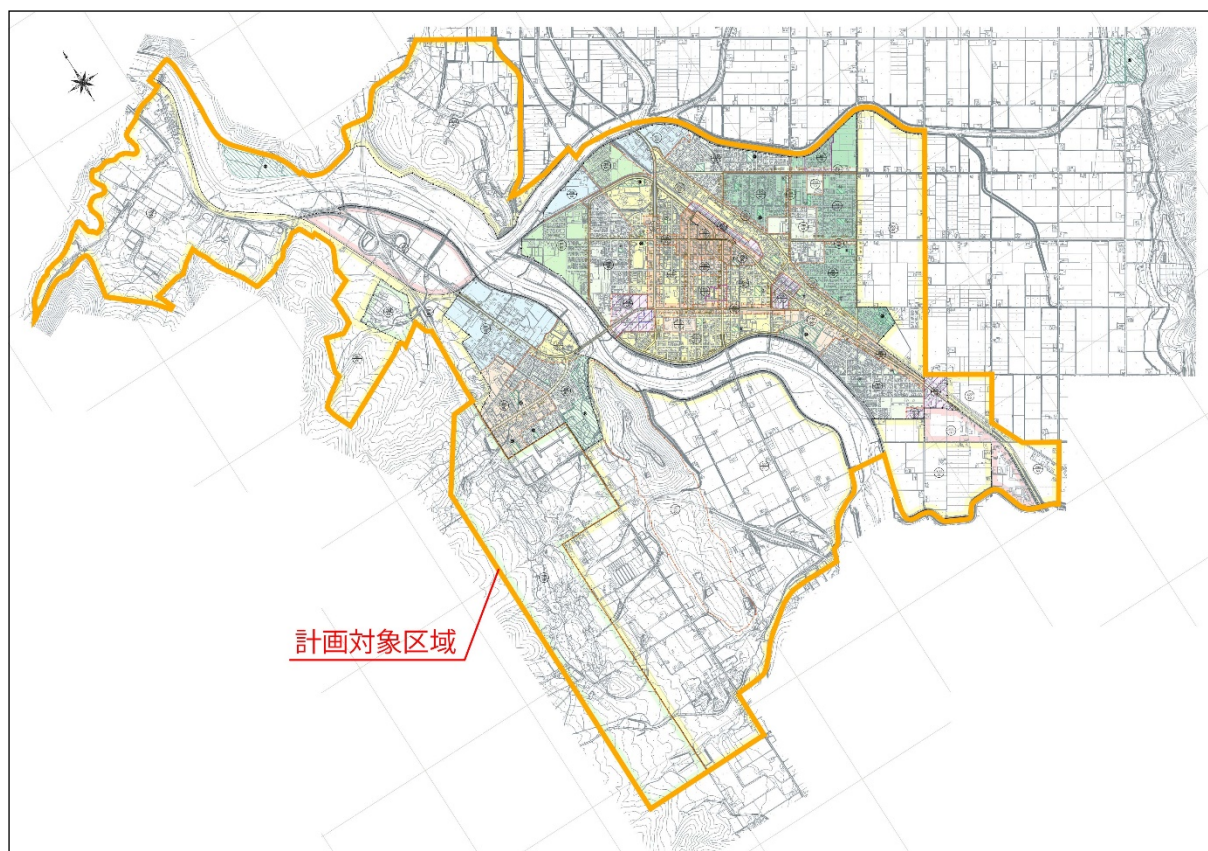


図 1-2 立地適正化計画の位置づけ

1-5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、富良野市の都市計画区域内とします。



1-6 計画の目標年度（計画期間）

本計画は、概ね20年後を見据えた長期的な計画とし、第3次富良野市都市計画マスタープランの計画期間と整合を図り、目標年度を令和22（2040）年度として、概ね中間年に見直しを予定します。

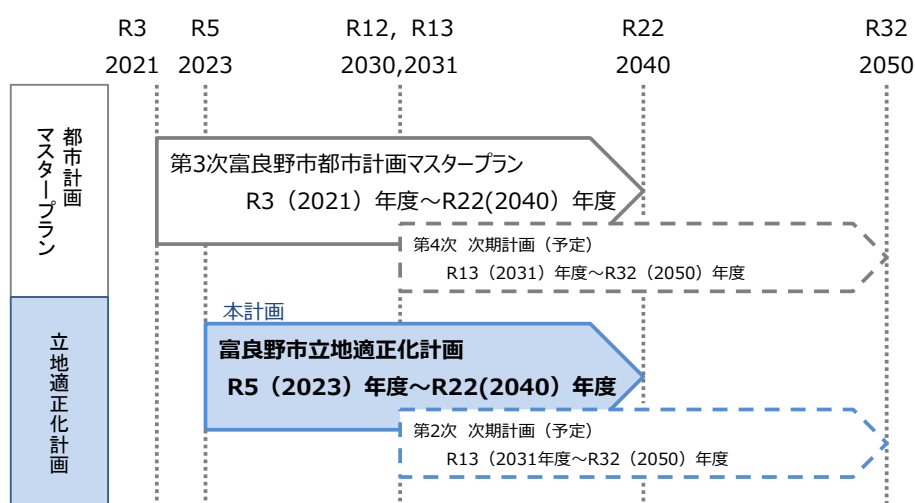


図 1-3 計画の目標年度（計画期間）

2. 現状と課題

2-1 地勢

富良野市は、上川管内の南部に位置し、東西 32.8 km、南北 27.3 km で北海道のほぼ中央にあり富良野盆地の中心都市です。

総面積は、600.71km² で、東方に十勝岳連峰の富良野岳、西方に夕張山地の芦別岳がそびえ、南方には東京大学演習林があり、市域の約 7 割を山林が占める自然条件にあります。

市街地は市域の北部に位置しており、芦別市～本市～南富良野町をつなぐ国道 38 号、美瑛町～本市～占冠村をつなぐ国道 237 号が市街地内で接続しています。

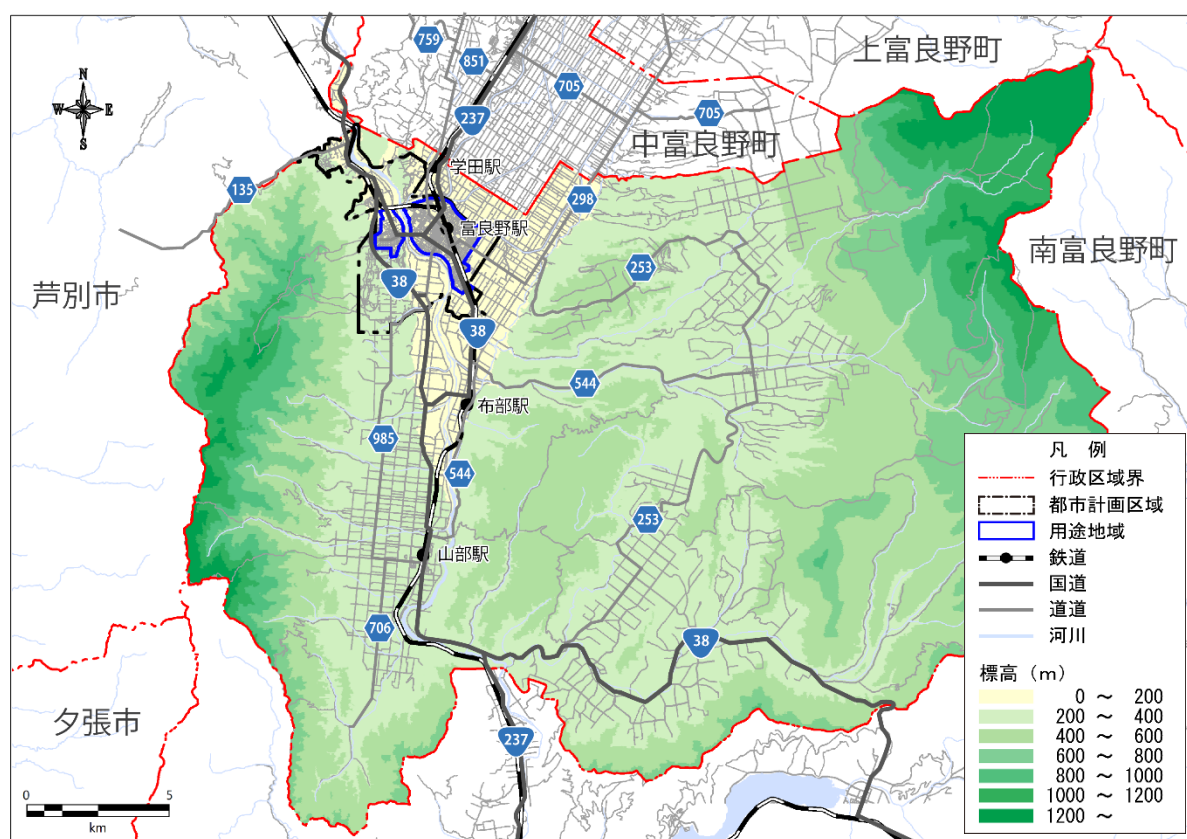


図 2-1 富良野市の地勢（資料：国土地理院基盤地図情報）

2-2 人口

(1) 人口・世帯数の推移

富良野市の人口は、昭和 40（1965）年の合併前の富良野町と山部町の合計 36,627 人をピークとして減少傾向にあり、令和 2（2020）年は 21,131 人となっています。この減少傾向に基づくと、計画の目標年である令和 22（2040）年には 15,619 人と推計されています。

老年人口は、経年的に増加しており今後も増加が見込まれていますが、令和 12（2030）年からは微減傾向となることが推計されています。一方で、全体の人口が減少し令和 22（2040）年には高齢化率が 46.0%とおおよそ 2 人に 1 人が高齢者になる状況が予測されています。

世帯数については、これまで増加の傾向を示していましたが、平成 22（2010）年をピークに減少に転じています。

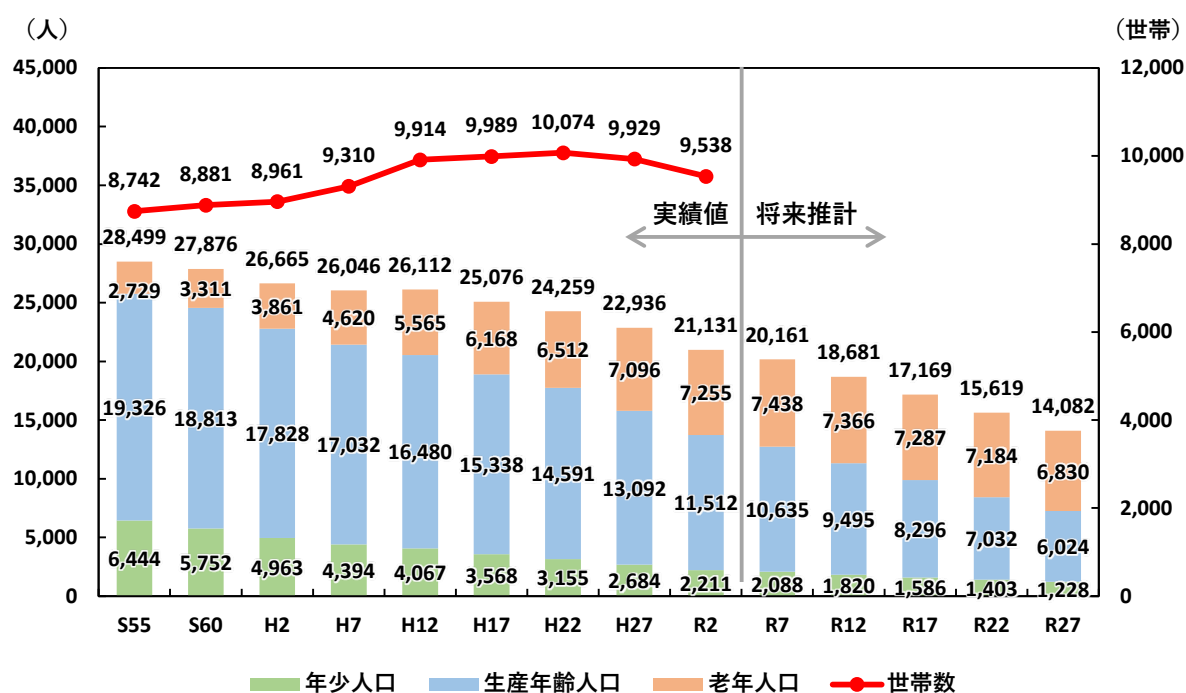


図 2-2 年齢3区分別人口の推移・推計と世帯数の推移

（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

課題 人口・世帯数の推移

今後更なる人口減少及び少子高齢化の進行が予測されます。人口減少社会においてコンパクトな市街地を形成し、都市経営の効率化と超高齢社会における居住と都市機能が一体となった歩いて暮らせるまちづくりを進める必要があります。

(2) 人口分布

富良野市の人口は、用途地域内に集中しており、全体としてはコンパクトな市街地を形成していますが、工業地や学校などの人が住まない場所以外にも、南町、西町、北斗町、北の峰町などの市街地外縁部やＪＲ富良野駅周辺でやや人口密度の低い地域が散見されます。

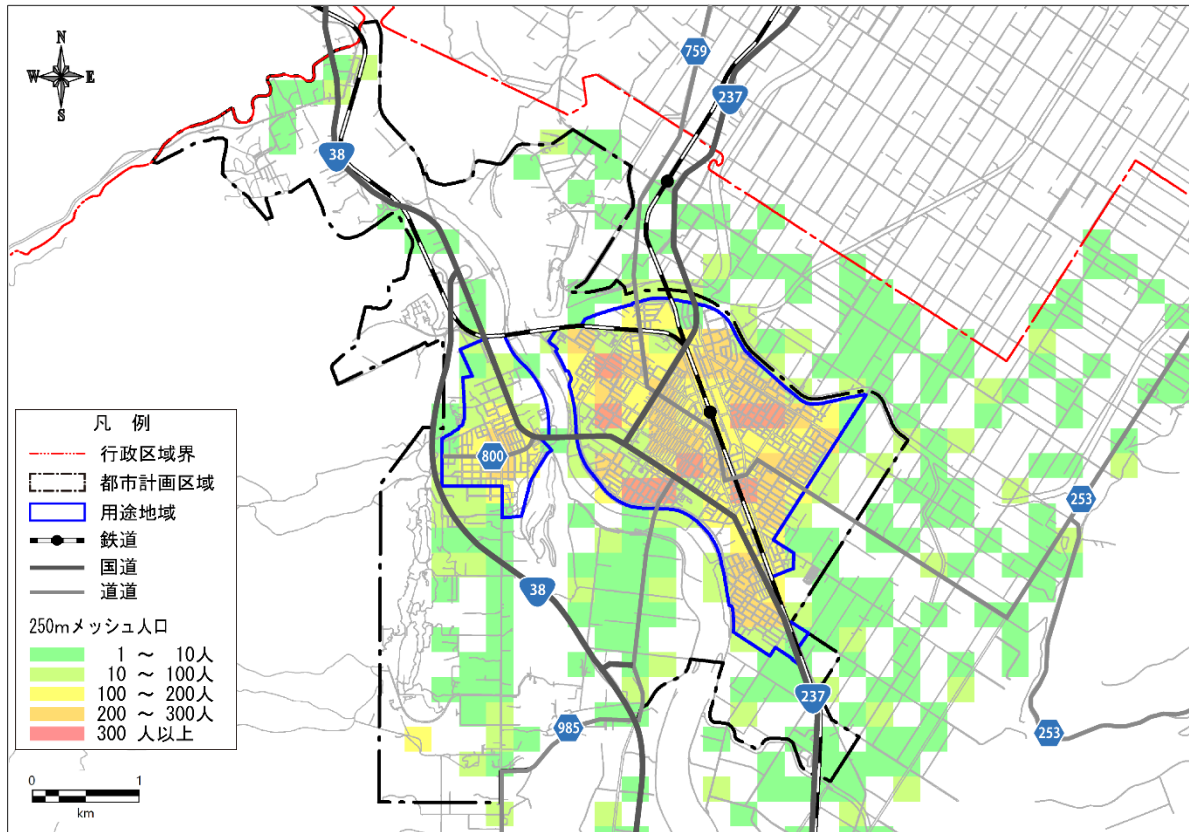


図 2-3 250m メッシュ人口 [H27] (資料：国勢調査)

課題 人口分布

小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する「都市のスポンジ化」が進行しつつあり、この状態が継続すると、必要な生活サービス施設が失われるなどの生活利便性の低下、日常的な管理が行われない土地・建物が増えることによる治安・景観の悪化を引き起こすことが懸念されます。

2-3 土地利用

(1) 土地利用現況

昭和 51（1976）年と平成 26（2014）年の比較における土地利用の変遷としては、駅東地区や国道 237 号以西、及び北の峰方面を中心に建物用地としての利用が多くなり、都市の発展と共に市街化が拡大している状況が読み取れます。

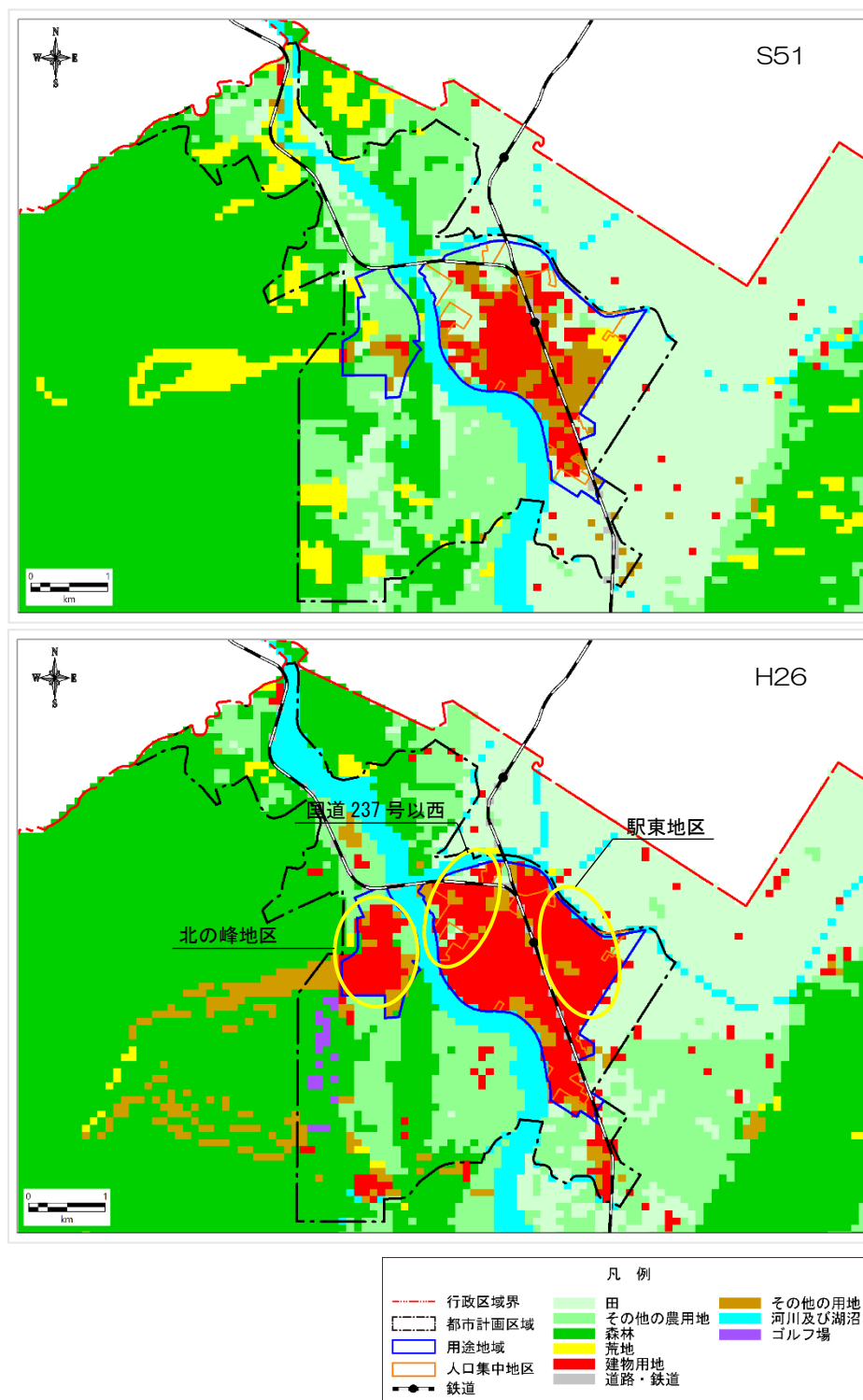


図 2-4 土地利用現況 [S51・H26]（資料：国土数値情報）

（２） 空家の分布状況

平成30（2018）年度に実施した空家等実態調査によると、北の峰町や緑町、本町などにおいて空家が20件以上と多くなっており、人口減少や高齢化、経済活動などの影響によって、今後は市街地全体で増加していく可能性があります。

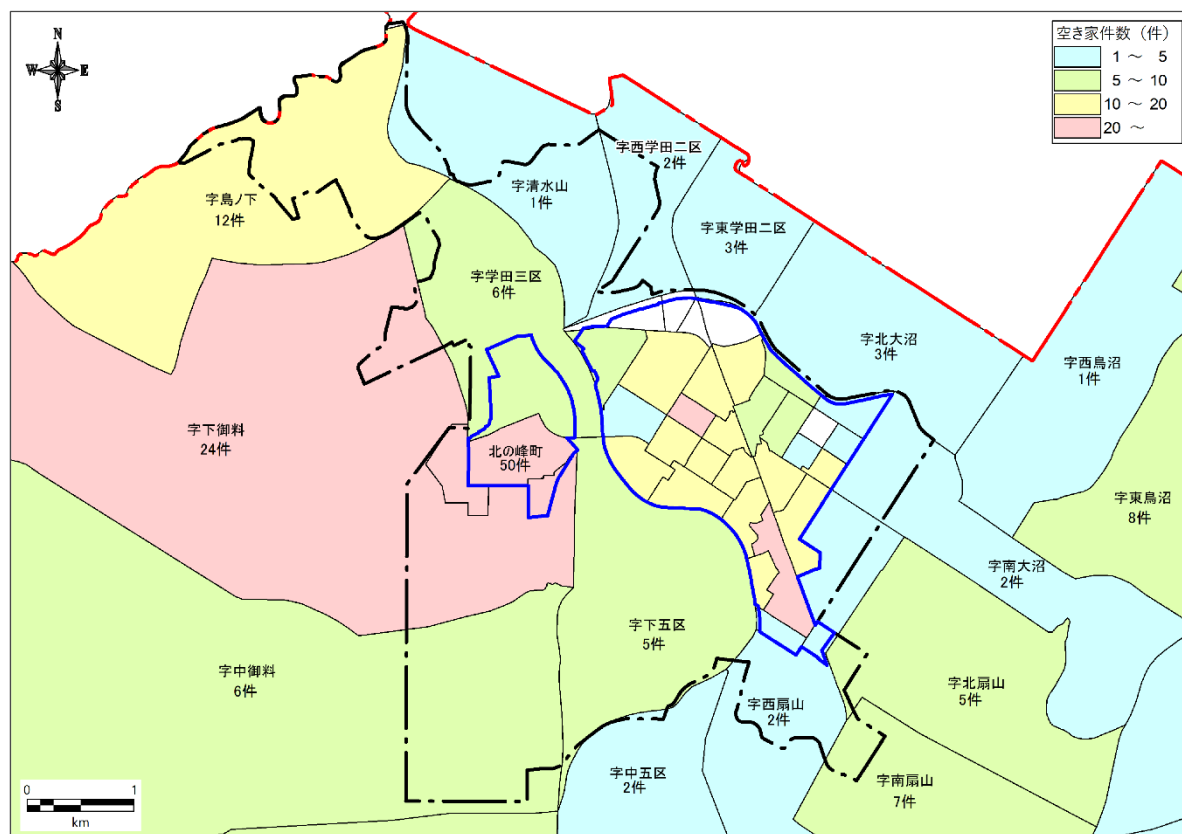


図 2-5 空家の分布状況（資料：富良野市空家等実態調査 H30）

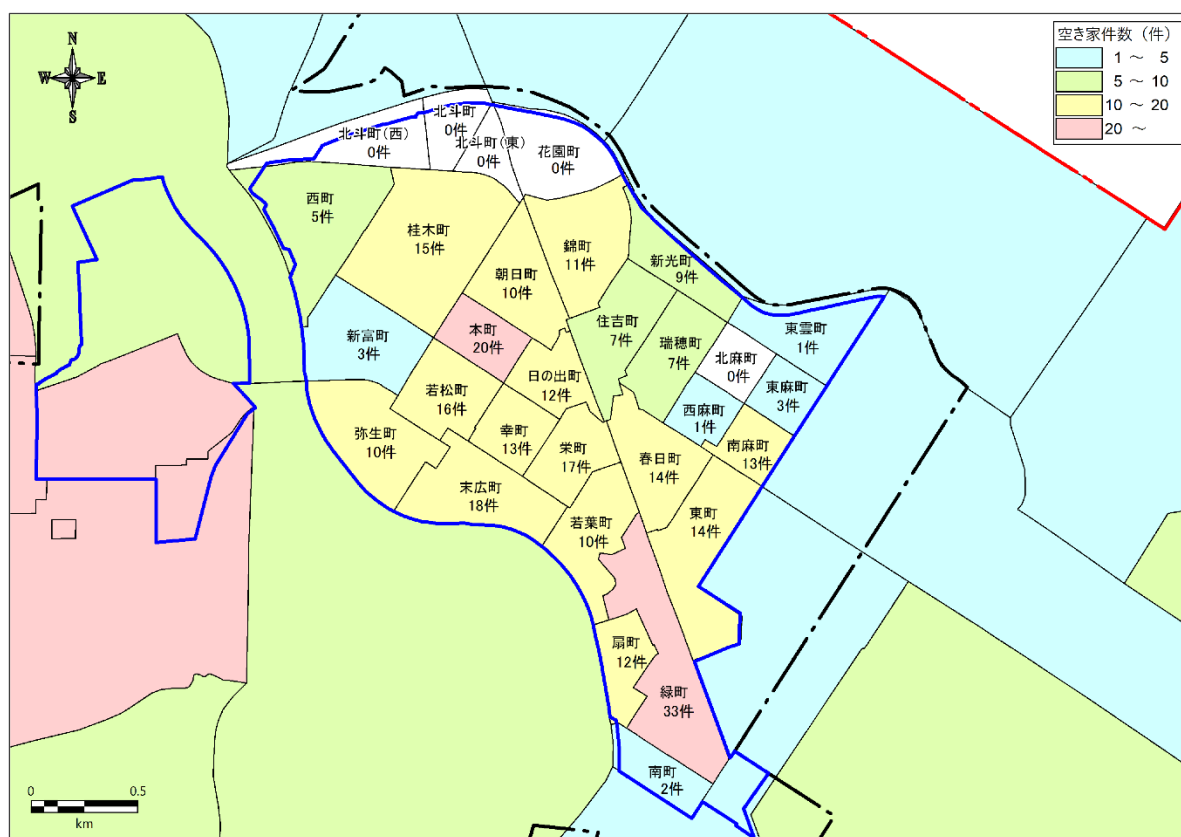


図 2-6 空家の分布状況（市街地拡大）（資料：富良野市空家等実態調査 H30）

課題 空家の分布状況

空家の適正管理とともに、状態の良い空家の活用促進、近隣に危害を及ぼす空家の適切な除却によって、市街地における土地・建物としての既存ストックの有効活用が必要です。

(3) 開発行為の実施状況

開発行為対象地は、用途地域のうち駅西・駅東地区で住居を対象とした箇所が多く、北の峰地区では非住居を対象とした箇所が多くなっています。また、用途地域の外側にも非住居の開発行為が散見される状況にあります。

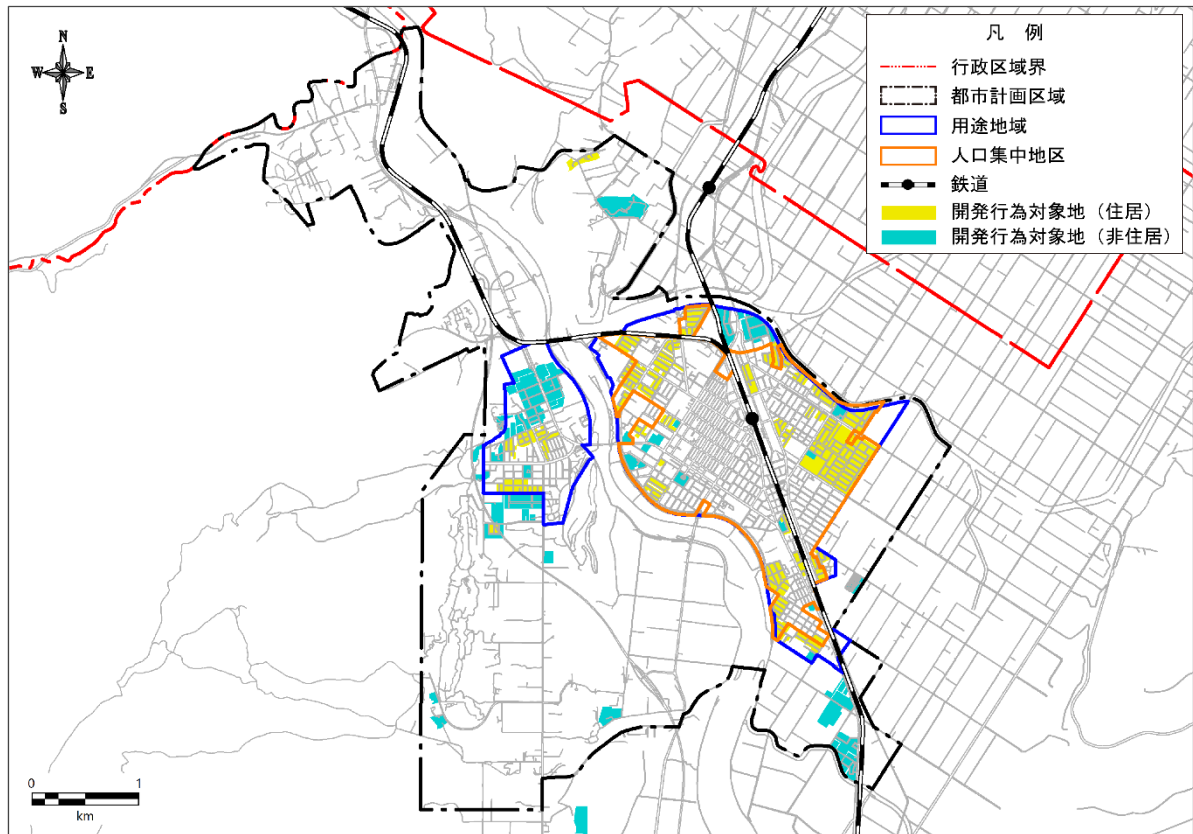


図 2-7 開発行為の位置（資料：富良野市都市建築課）

-課 題- 開発行為の実施状況

市街地の縁辺部を中心に開発行為が進行していますが、今後は土地利用の方向性と合わせて縁辺部の都市的土地利用の抑制を図りながらまちなかに居住を誘導するなど、コンパクトな市街地の形成を推進する必要があります。

(4) 人口集中地区及び人口密度

富良野市の人口集中地区では、特に駅西地区の北～北西側と駅東地区の中心部から北東側で平成 27（2015）年までに人口の拡大がみられます。

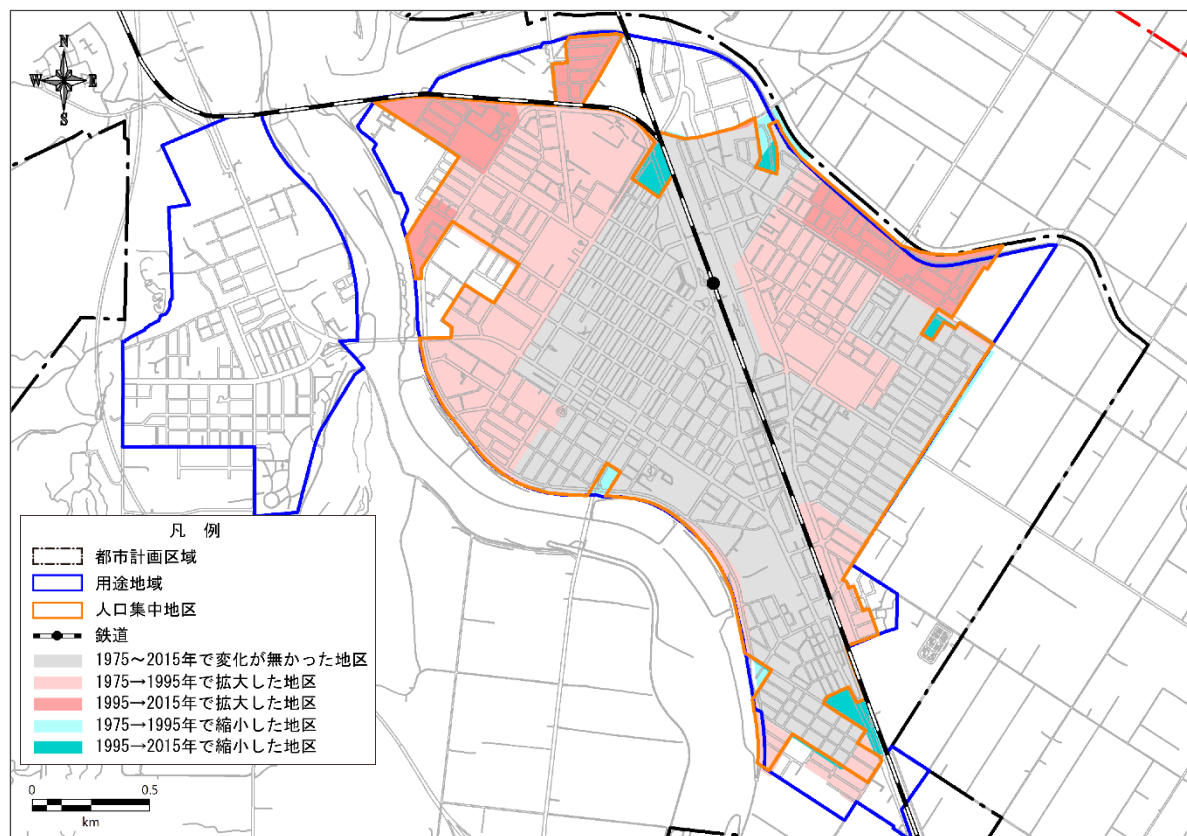


図 2-8 人口集中地区（資料：各年国勢調査）

平成 2 (1990) 年まで 1.3 万人前後であった人口集中地区の人口は、平成 7 (1995) 年～平成 22 (2010) 年 (約 1.46 万人) までの増加を経て、平成 27 (2015) 年に約 1.43 万人へと推移しています。

対して同地区の人口密度は、人口増加とは逆に昭和 60 (1985) 年の 47.4 人/ha から平成 27 (2015) 年の 38.2 人/ha と減少傾向にあります。これは人口集中地区の面積が、同時期に 280 ha から 374 ha と増加したことによる低密度化の進行が一因としてあげられます。

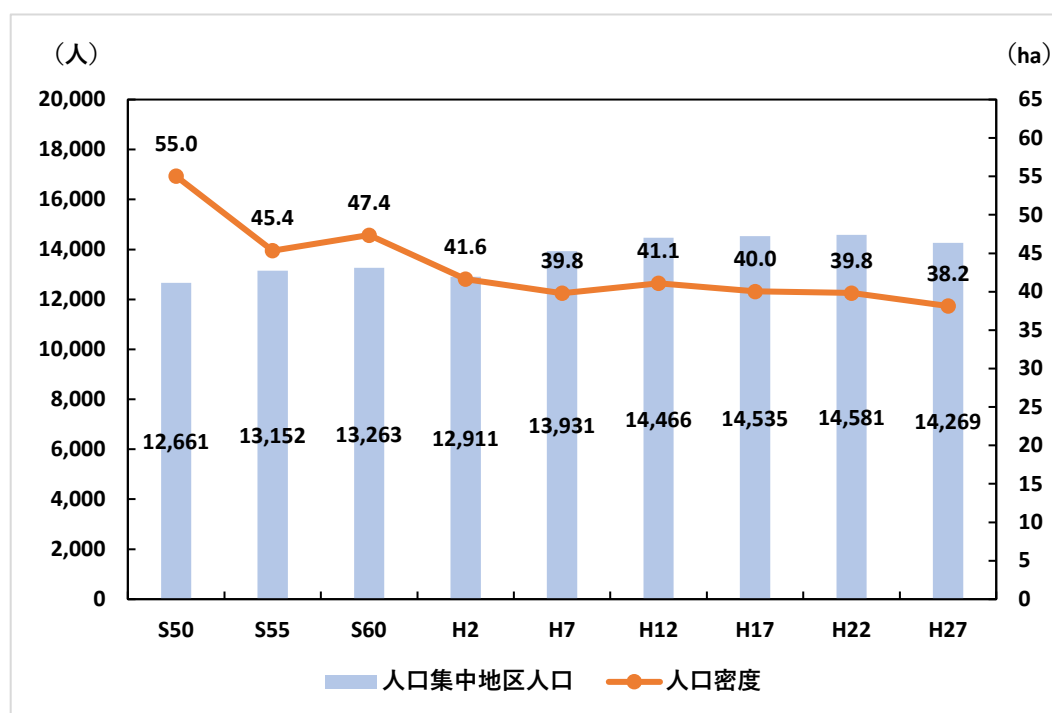


図 2-9 人口集中地区人口と人口密度 (資料：各年国勢調査)

課題 人口集中地区及び人口密度

人口集中地区の地域指定基準である 40 人/ha を下回っており、現状のまま推移した場合、人口集中地区が消滅する可能性があります。

また、市街地の広がりのまま人口減少が続くことにより、低密度化が進行し、生活サービス機能の維持が懸念されることから、コンパクトな市街地形成が必要です。

(5) 災害危険箇所

土砂災害等が想定される区域は、西側山麓に土石流に関する土砂災害警戒区域等が複数指定されており、このうち北の峰では、用途地域内で土砂災害特別警戒区域が指定されています。また、富良野川の空知川への合流地点付近に急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域等が指定されています。

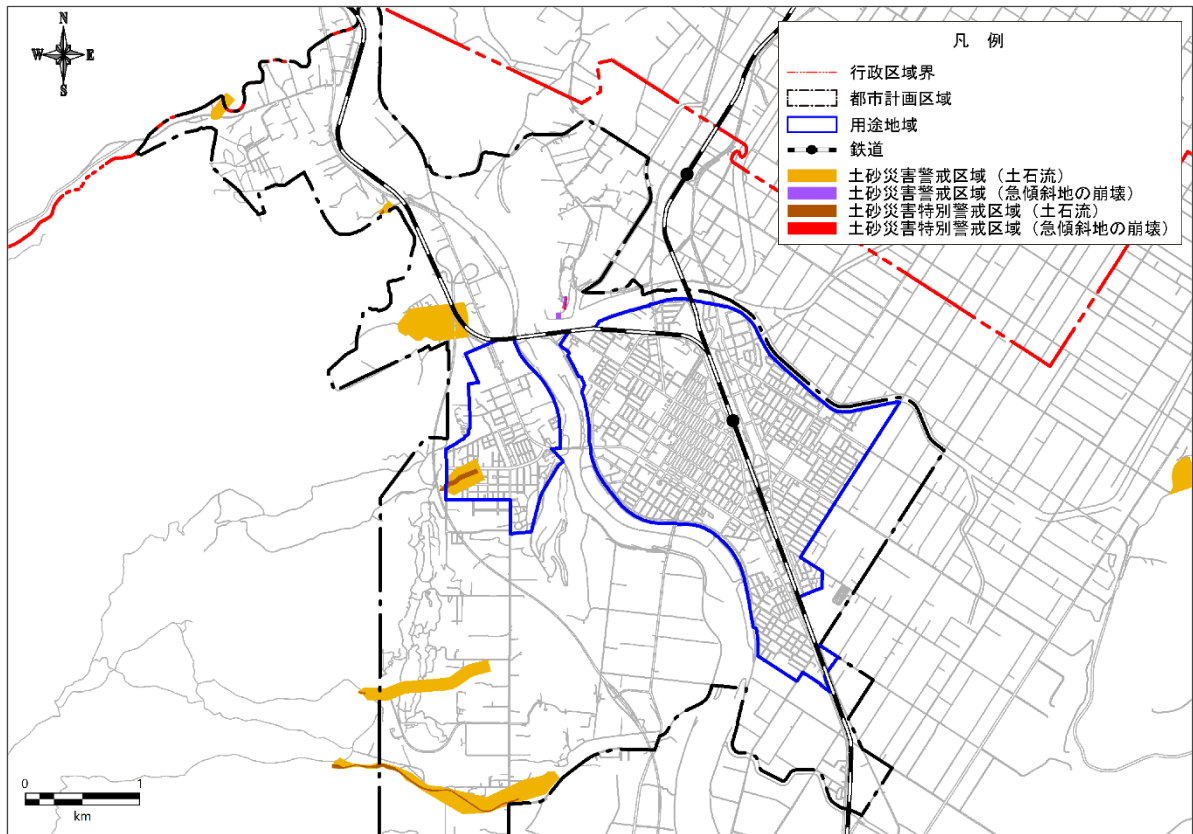


図 2-10 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

（資料：北海道土砂災害警戒区域情報システム）

想定最大規模（1/1000）の降雨があった場合、北の峰を除く市街地全域で洪水による浸水が想定されており、特に市内を北上して流れる空知川とこれに合流する富良野川やベベルイ川の両岸で浸水が深く、北の峰 I C 付近では 5m 以上と最も深い浸水が想定されています。

用途地域内では、学田三区、西町、桂木町、北斗町、花園町、新光町、住吉町、瑞穂町、東雲町の一部で家屋の 1 階部分が水没し 2 階部分にも被害が及ぶ 3～5m 未満の浸水が発生するおそれのある箇所が存在します。

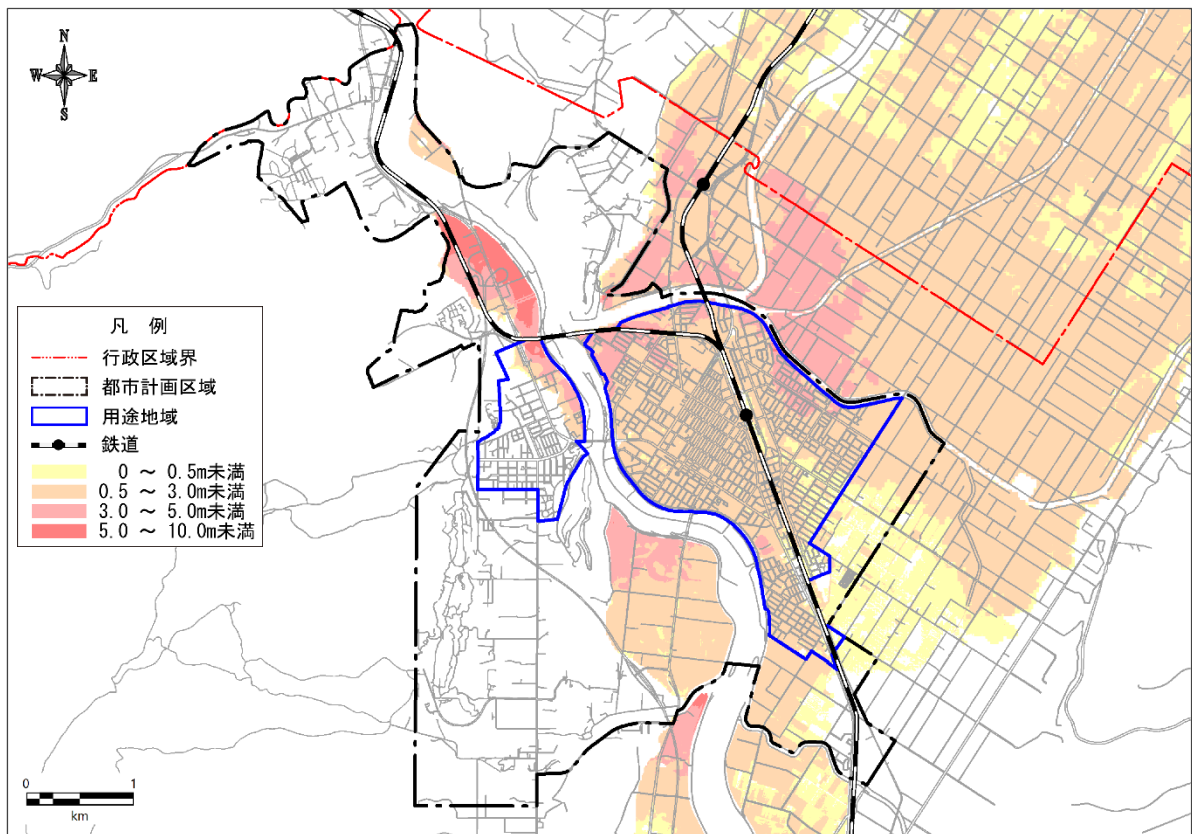


図 2-11 洪水浸水想定区域_想定最大規模（資料：河川管理者提供データ）

計画規模（1/100）の降雨があった場合は、北の峰 I C 付近と駅西地区に浸水想定区域が概ね限定され、駅西地区においては、国道 237 号より北西側（西町、北斗町、桂木町、新富町）及び国道 38 号より南西側（弥生町、末広町、若葉町）を中心に、家屋の 1 階部分が浸水する 0.5～3 m の浸水深の区域が分布しています。

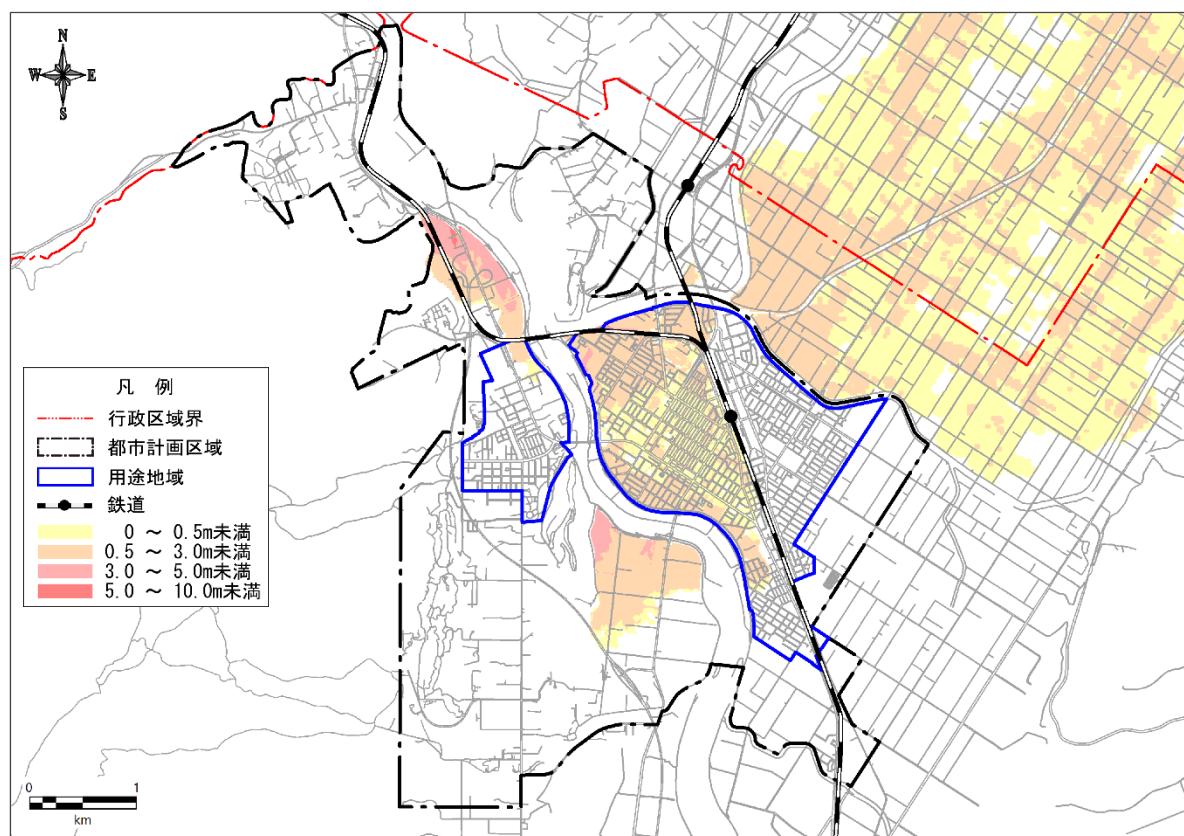


図 2-12 洪水浸水想定区域_計画規模（資料：河川管理者提供データ）

浸水継続時間の分布状況では、富良野川水系の沿川地域において浸水継続時間が長くなる地域が多く分布しており、都市計画区域外では3日以上浸水が継続する地域も見られます。

用途地域内では、大部分が1日未満で水がはけるものと想定されますが、西町、桂木町、北斗町、花園町、新光町、住吉町、瑞穂町、東雲町の一部では1～3日未満の区域になっており、復旧を開始するのに数日を要すものとみられます。

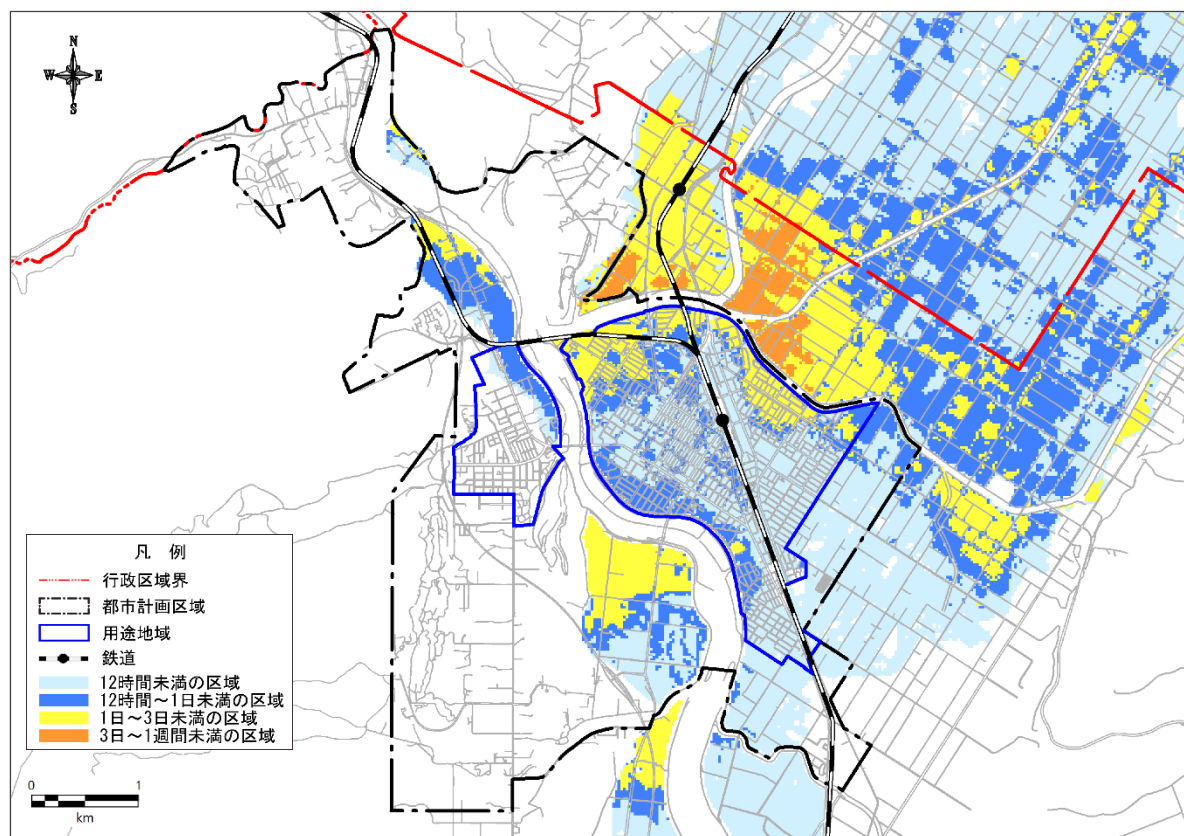


図 2-13 洪水浸水想定区域_浸水継続時間（資料：河川管理者提供データ）

家屋倒壊等氾濫想定区域は、空知川では氾濫流と河岸浸食、富良野川及びベベルイ川では河岸浸食による家屋倒壊や流失が想定されており、特に空知川の区域幅が広いことから区域内では甚大な損害の発生が懸念されます。

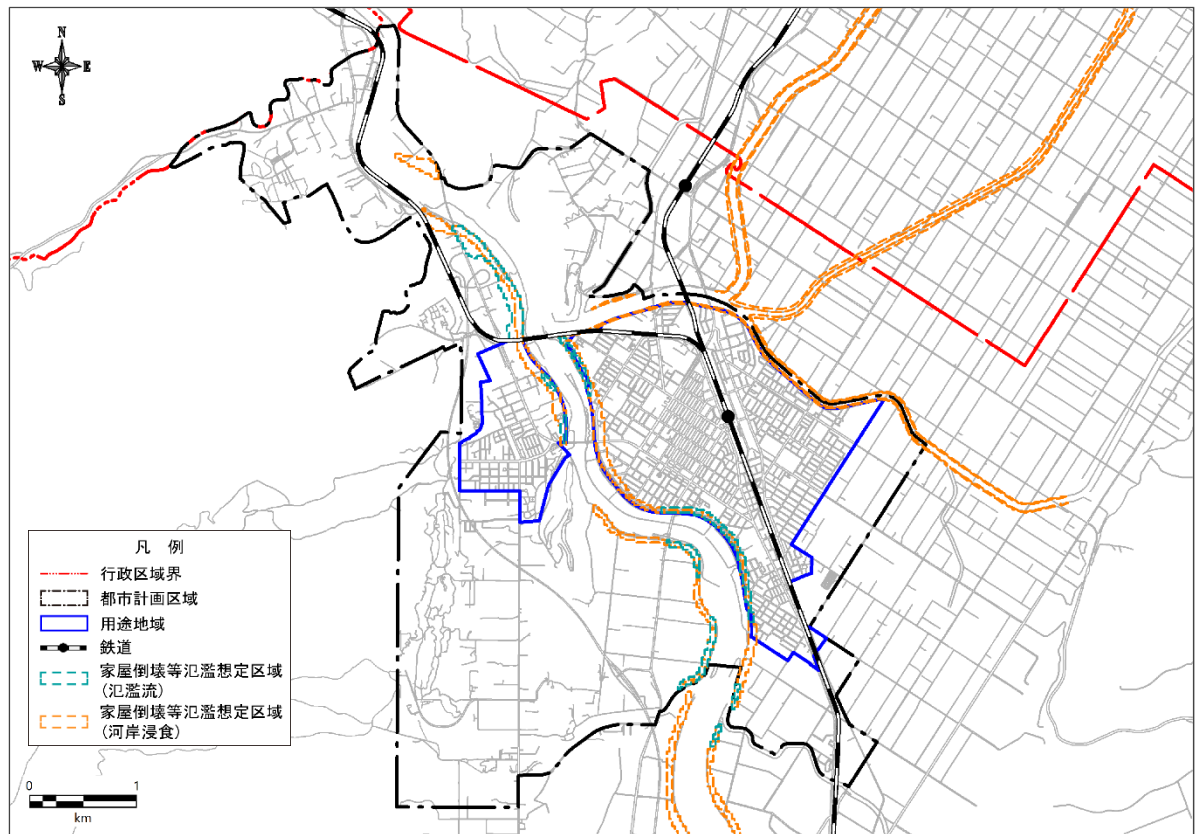


図 2-14 洪水浸水想定区域_家屋倒壊等氾濫想定区域（資料：河川管理者提供データ）

課題 災害危険箇所

土砂災害の危険が想定される地域では、開発や建築を控えていくとともに、洪水については市街地全域で浸水してしまう状況のため、少なくとも浸水が深くなる地域や浸水頻度の高い地域、長時間浸水する地域、家屋倒壊等が想定される区域に対しては、今後人が増えていくことのないよう、河川洪水に配慮した居住を誘導していく必要があります。また、水深が0.5mを超えると大人でも避難が非常に困難になるため、早期の避難を行うとともに、十分な避難先の確保を検討していく必要があります。

2-4 公共交通

(1) 運行状況

富良野市内では、鉄道とバス路線が主要な公共交通となっており、公共交通の利便性を圏域人口率でみた場合、用途地域内では、バス停利用圏に 82.1%、J R 駅利用圏に 43.7%が居住しており、バスと J R を合算すると 87.9%と大部分の人口をカバーしている状況です。また、都市計画区域内でみた場合では、バス停利用圏 75.1%、J R 利用圏 37.0%、合算 80.4%と若干数値が低下します。

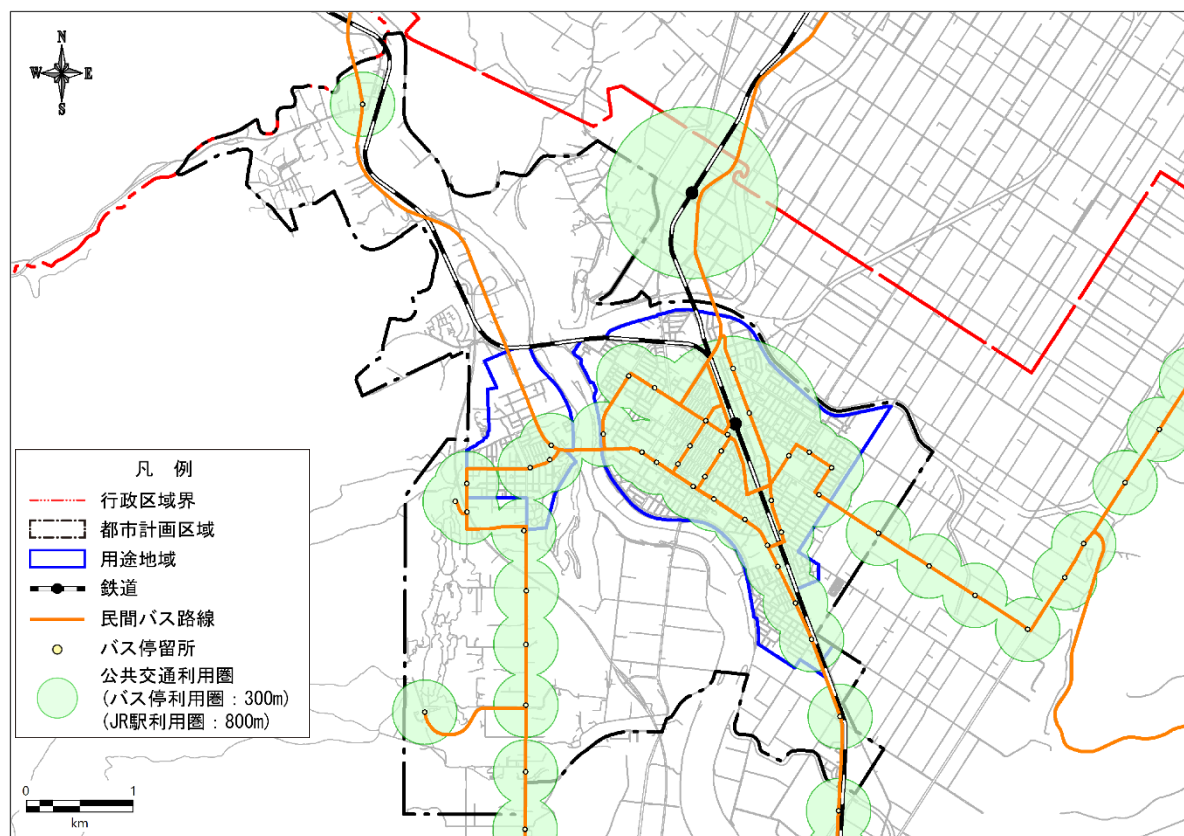


図 2-15 JR 駅・バス停留所利用圏（資料：国土数値情報）

表 2-1 JR 駅・バス停留所利用圏人口（資料：国勢調査メッシュ人口）

圏域	人口（H27）					
	都市計画区域人口			用途地域人口		
		圏域人口	率		圏域人口	率
バス停利用圏	17,352人	13,035人	75.1%	14,531人	11,928人	82.1%
JR 駅利用圏		6,422人	37.0%		6,355人	43.7%
公共交通利用圏		13,952人	80.4%		12,780人	87.9%

(2) 公共交通空白地域

都市計画区域内では公共交通利用圏に人口の8割が居住しています。さらに都市計画区域外に伸びる民間のバス路線や山部、東山、島ノ下の各地域コミュニティカーの運行区域が設定され、これにより市域内の公共交通空白地域を解消するとともに、都市機能の集積した市街地との往来を可能としています。

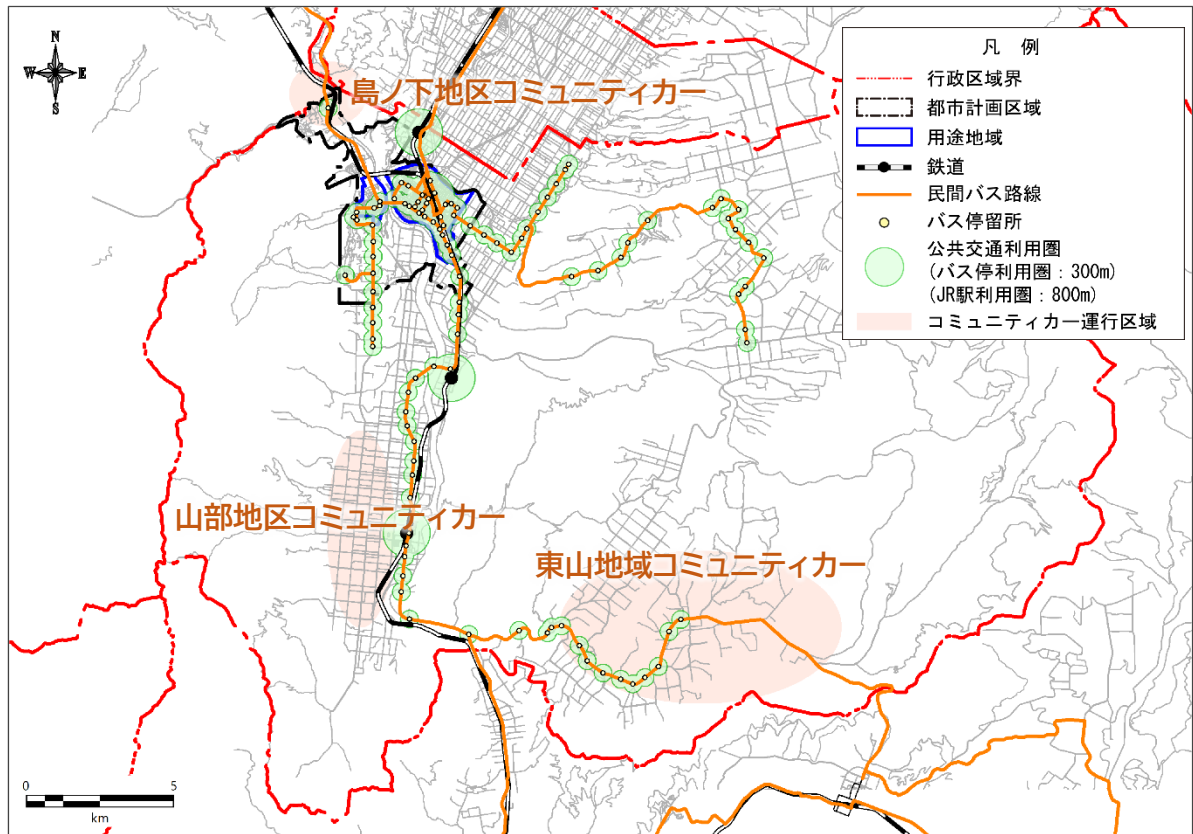


図 2-16 公共交通空白地域 (資料：国土数値情報)

(3) JR乗降客数の推移

JR富良野駅の乗降客数は、台風被害による一部区間の運休影響と思われる平成28(2016)年の急減を除き、平成23(2011)年からゆるやかな減少傾向にあります。

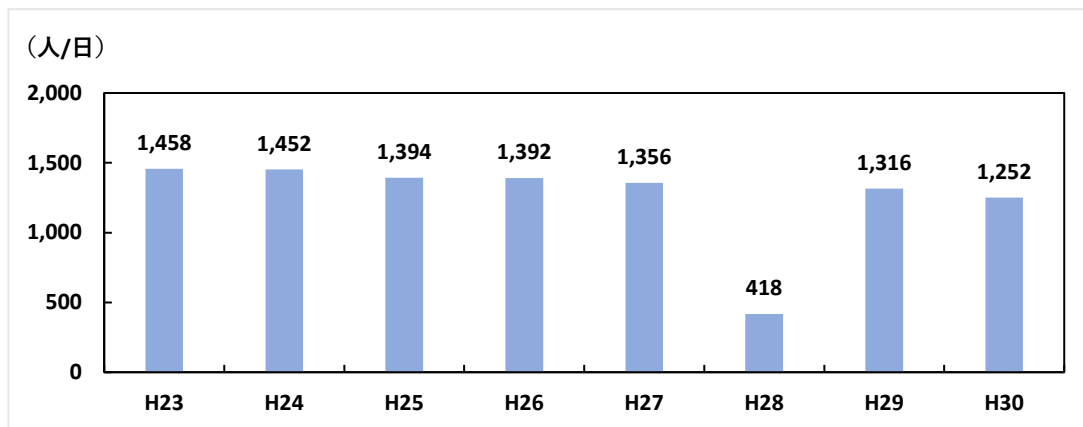


図 2-17 JR富良野駅の1日当たり乗降客数の推移 (資料：国土数値情報)

課題 公共交通

都市規模のコンパクト化に合わせた市街地における公共交通体系の見直しや郊外から都市部へ輸送する移動手段の継続的な確保・維持が求められます。

(4) 乗用車保有台数・保有率の推移

乗用車保有台数は、12,929 台～12,959 台の間で推移しており顕著な変化はみられません。一方、人口千人あたり保有率は徐々に増加し続け、平成 26(2014)年の 555 台/千人に対し、令和元(2019)年が 597 台/千人に増加しています。

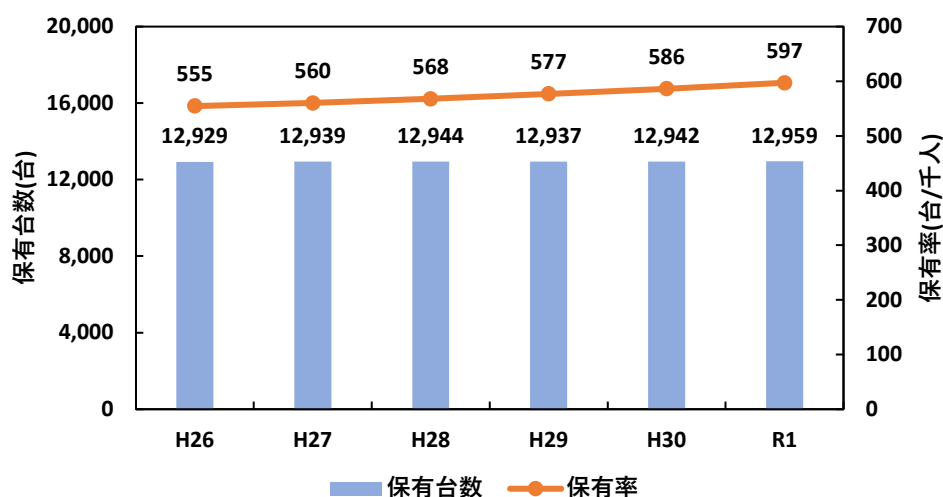


図 2-18 乗用車※保有台数・保有率の推移 (資料：北海道自動車統計)

※乗用車：乗用の小型車、乗用の普通車、軽自動車の乗用車の合計

(5) 高齢者の自動車運転免許保有・運転免許返納者数

本文・・・・・・・・・・。

#調整中

図 2-19 高齢者の自動車運転免許保有割合

(資料：富良野警察署)

#調整中

図 2-20 運転免許返納者数の推移

(資料：富良野警察署)

課題 乗用車保有台数・保有率の推移、高齢者の運転動向

乗用車保有率が増加傾向にある一方で、高齢化は着実に進行しており、高齢者の免許返納や安全・安心な地域社会を構築するために、質の高い公共交通サービスの推進と平行してまちなか居住によるウォークブルな空間の形成が求められています。

2-5 都市機能

(1) 行政施設

本市は、上川南部の中心都市であることから、国や北海道の出先機関が立地しており、市役所周辺や国道沿道に大部分の施設が集積しています。

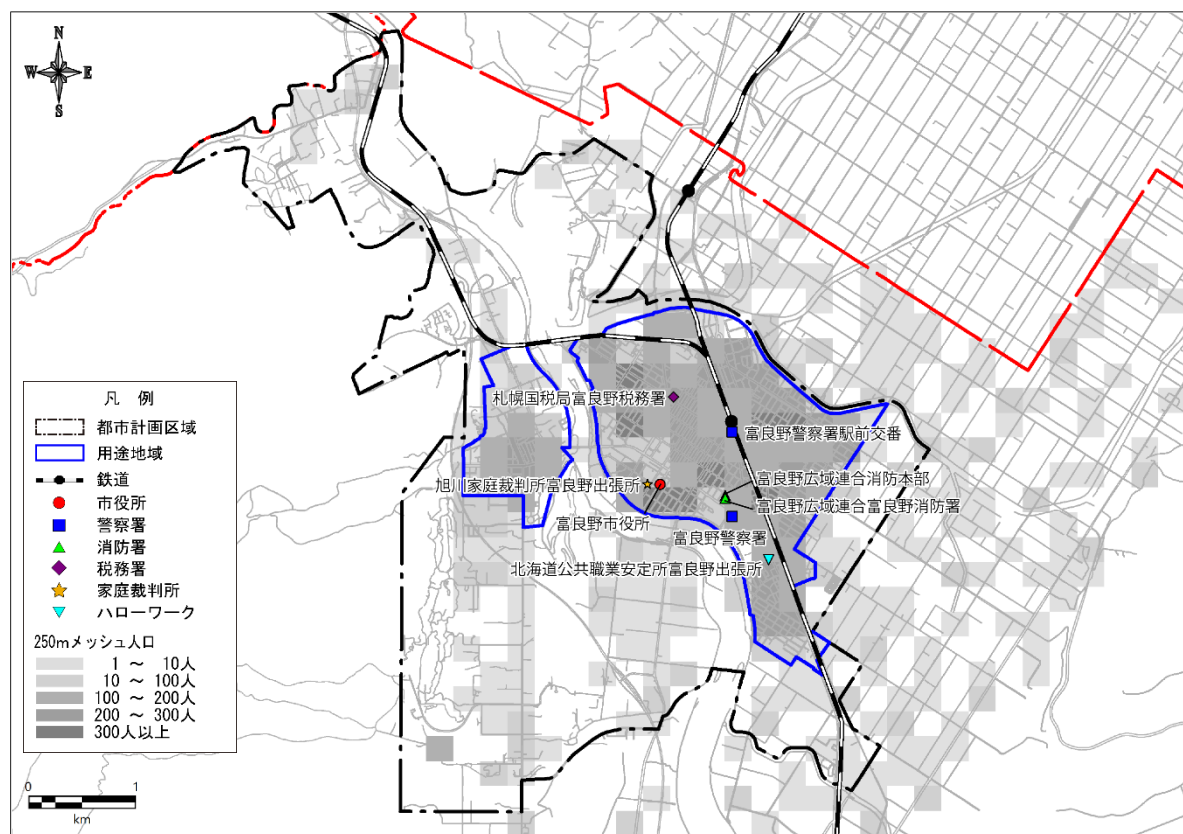


図 2-21 行政施設の分布状況（資料：国土数値情報）

課題- 行政施設

行政機能は駅西地域に集中しており、公共交通体系との連携のより他地域からのアクセス性の確保や利便性の向上について検討する必要があります。

また、国や北海道が所管する施設については、関係機関との連携を図りながら、今後の施設の建替えや移設などによる立地の変化について、連携を進めていく必要があります。

(2) 歴史・文化・体育施設

歴史・文化・体育施設は、駅西地区に図書館・文化会館が各 1 施設とスポーツセンター等の運動施設が 3 施設、計 5 施設が配置されています。特に「富良野市の市民の元気と健康を」テーマに設立した駅前再開発事業にて建設された「ふらっと」は、中心市街地の活性化に寄与しています。

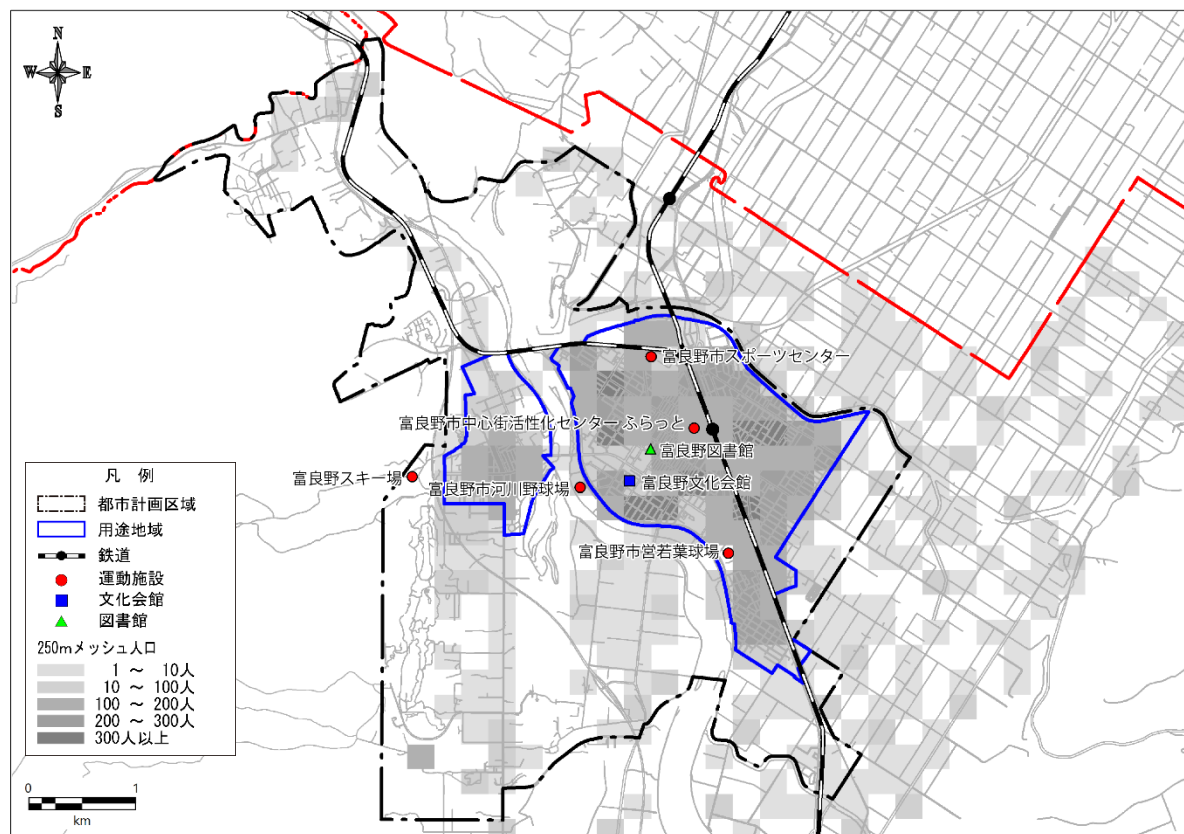


図 2-22 歴史・文化・体育施設の分布状況

(資料：国土数値情報、富良野市 HP)

課題 歴史・文化・体育施設

今後の人口減少化においては、施設の老朽化に伴う更新や機能の統廃合が必要になり、施設の複合化を検討しながら、利便性が高く効率的な都市機能の推進が必要です。

(3) 教育施設

市街地の発展とともに徐々に外縁部へと学校が建設されてきた背景から、市街地内に分散した配置となっており、現在都市計画区域内では、小学校が3校、中学校が2校、高校が2校立地しています。

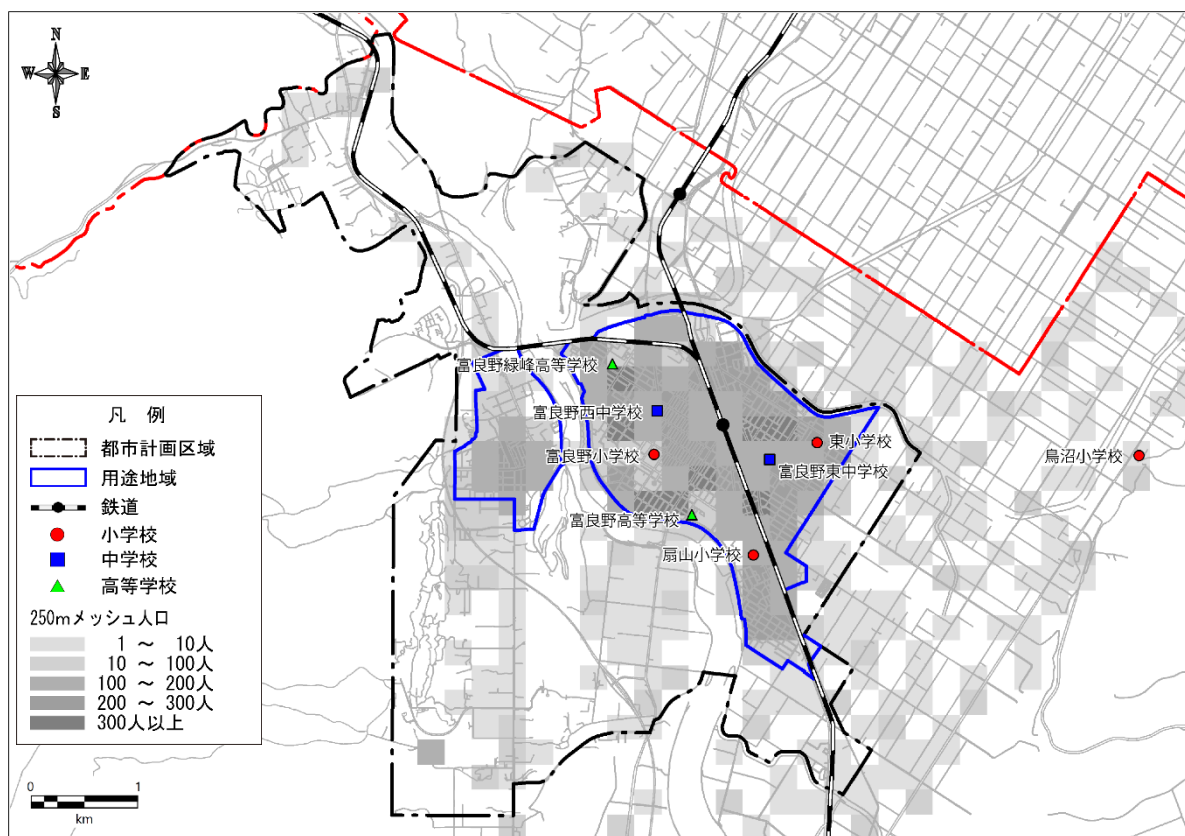


図 2-23 教育施設の分布状況（資料：国土数値情報）

課題 教育施設

人口減少・少子化が今後も続く中、学校の建て替えや統廃合を検討しながら、将来的な人口構造を見据えた適正な機能配置や計画的な維持・管理が必要です。

(4) 子育て支援施設

市街地には幼稚園・保育所に加えて、児童館・児童センターなど、多種多様な施設が点在しています。近年では、中心部に整備された虹いろ保育所が、地域の子育て支援として大きな役割を担っています。

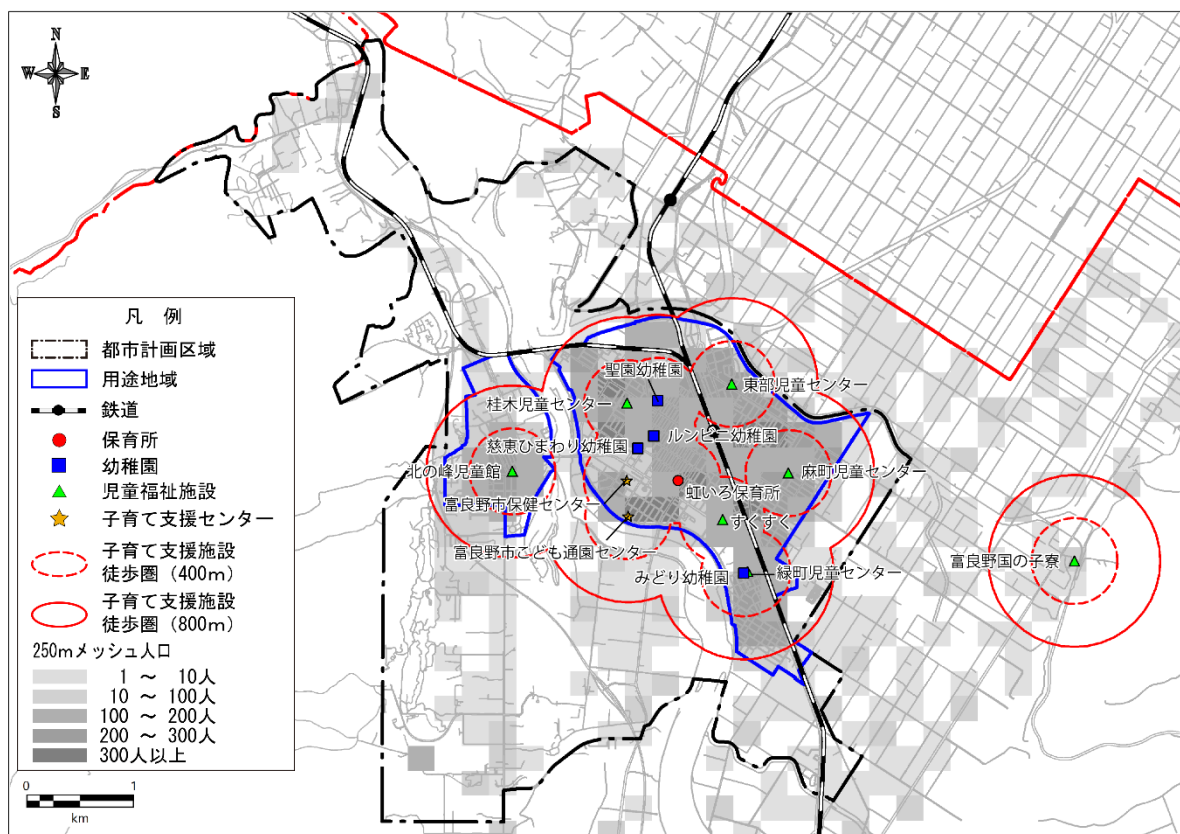


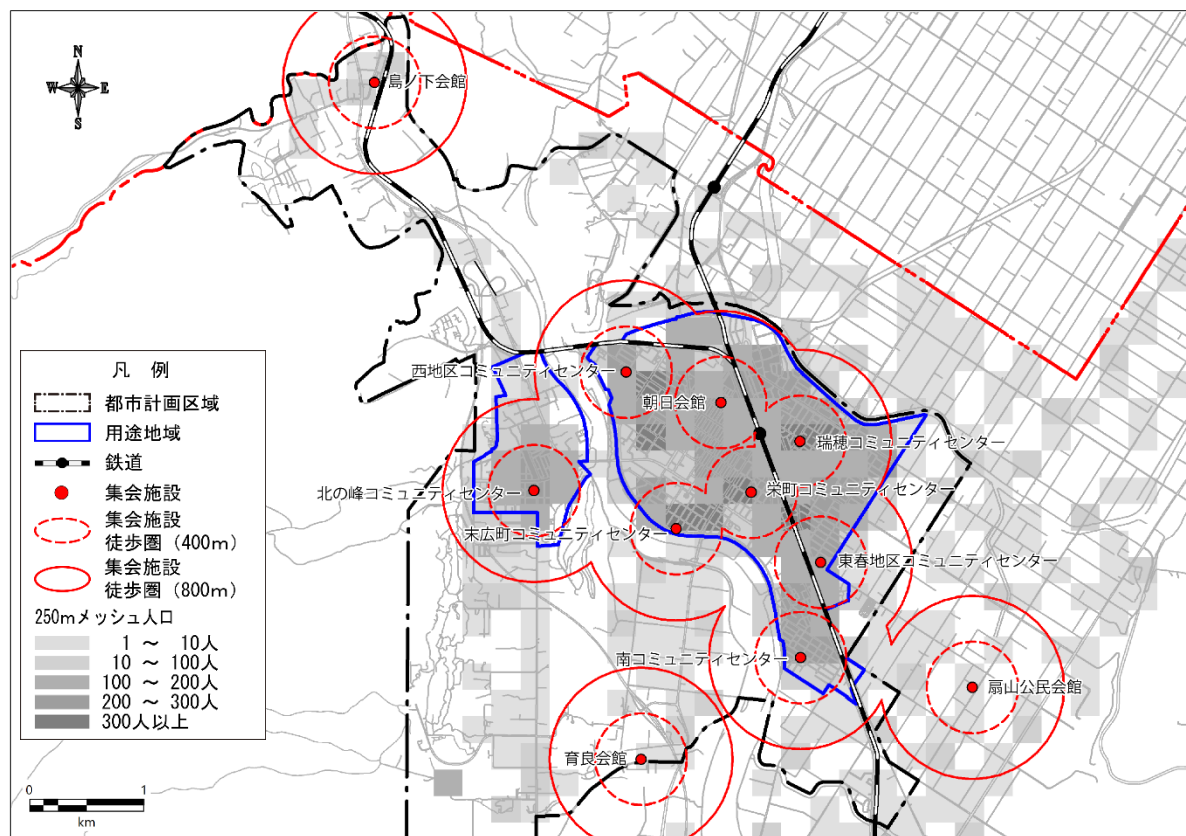
図 2-24 子育て支援施設の分布状況（資料：iタウンページ）

課題 子育て支援施設

今後の少子化が進むなか、現状の施設をそのまま維持していくことは困難になると予想され、まちなかにおける施設の統廃合を行いながら、子育て世代にとって利用しやすい適正配置と送迎やバス移動などによって、アクセスしやすい環境の構築が必要です。

(5) 集会施設

集会施設は、市街地内において比較的均等に分散した配置となっており、地域のコミュニティスペースとしての役割を担っています。



課題 集会施設

集会施設は分散して配置されることによって機能を発揮する施設であり、地域コミュニティを維持するためにも必要な施設です。一方で、人口減少下においては、地域の人口動向や利用頻度に応じて、施設の老朽化・維持管理費などを考慮しながら、適切な施設の更新や配置を検討していく必要があります。

（６） 金融施設

金融施設は、駅西地域の特に関中心市街地に多数集積しており、地域の事業者等にとってなくてはならない存在と言えます。一方、駅西地域以外では、駅東地域及び北の峰地域に簡易郵便局が立地し、地域住民へのサービスを提供しています。

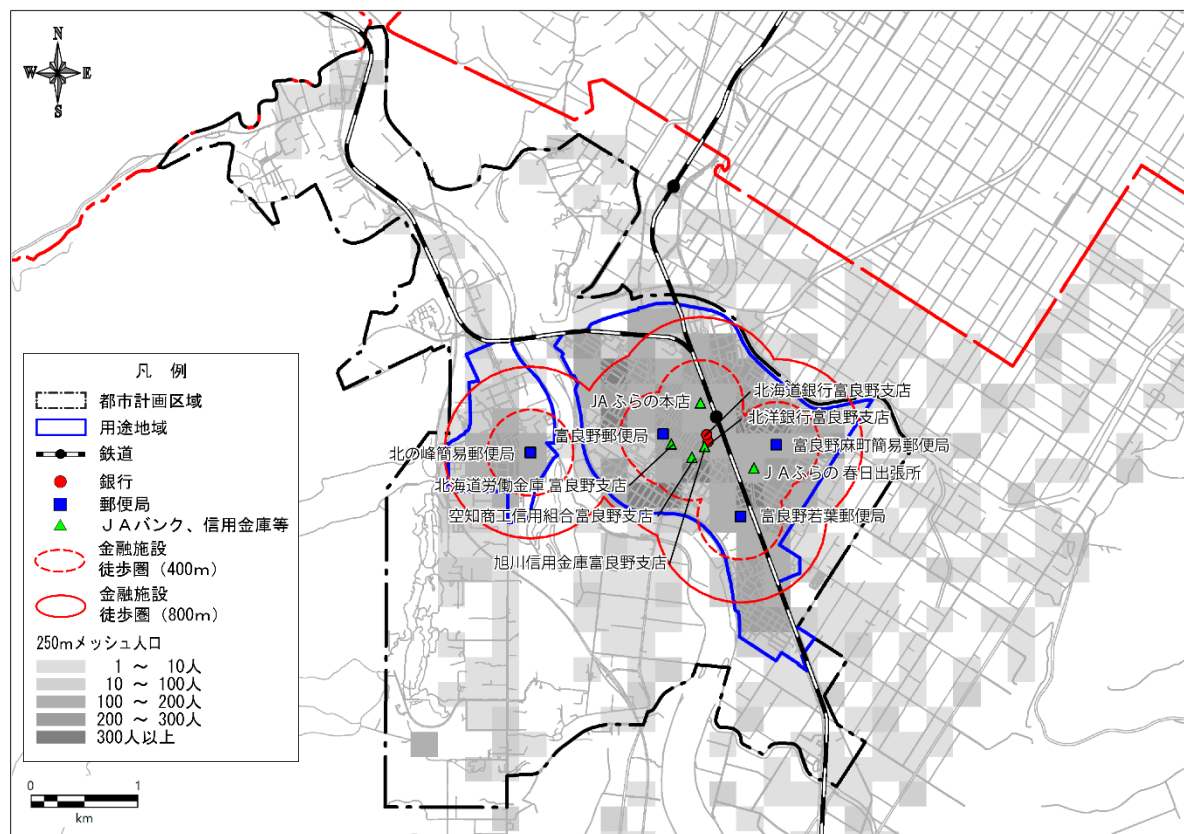


図 2-26 金融施設の分布状況（資料：iタウンページ、JA バンク HP）

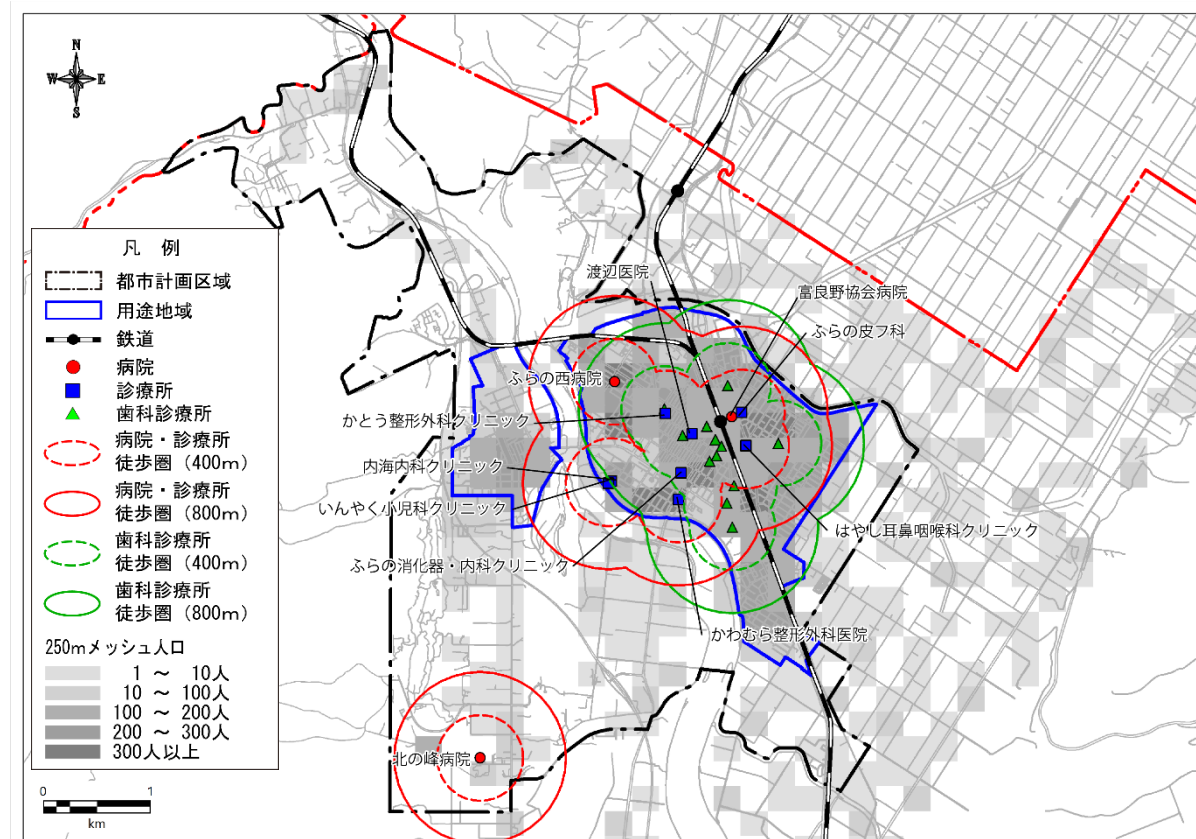
課 題 金融施設

今後の人口減少により事業者や市民の利用機会が減少し、金融機関の経営的統廃合などによって、サービスの提供が縮小されていくことが懸念されるため、中心市街地に機能集約を図りながら、居住の適正配置によって生活サービスの質の維持に努める必要があります。

(7) 医療施設

医療施設は、総合病院が駅東地域と駅西地域にそれぞれ1箇所のほか、一次医療を担う医院がまちなかに集積しています。

図 2-27 医療施設の分布状況（資料：国土数値情報）



課題 医療施設

医療施設の立地が富良野駅を中心した範囲に立地しており、居住地によっては徒歩圏から外れてしまっている状況のため、高齢者等の移動不便者のまちなかへの居住や公共交通等との連携による利用しやすい環境づくりが必要となります。

（８） 商業・宿泊施設

商業施設としては、まとまった商圈人口をかかえる規模の大型スーパーは、国道沿道と富良野駅近傍に立地しており、日常における市民の買物環境を支えています。

富良野駅周辺に一部のホテルが立地するほかは、大部分が北の峰地区などの富良野スキー場周辺に立地するリゾート関連のホテルが中心であり、このほかペンションやゲストハウス、コンドミニアムなど多様なスタイルの宿泊施設が立地しています。

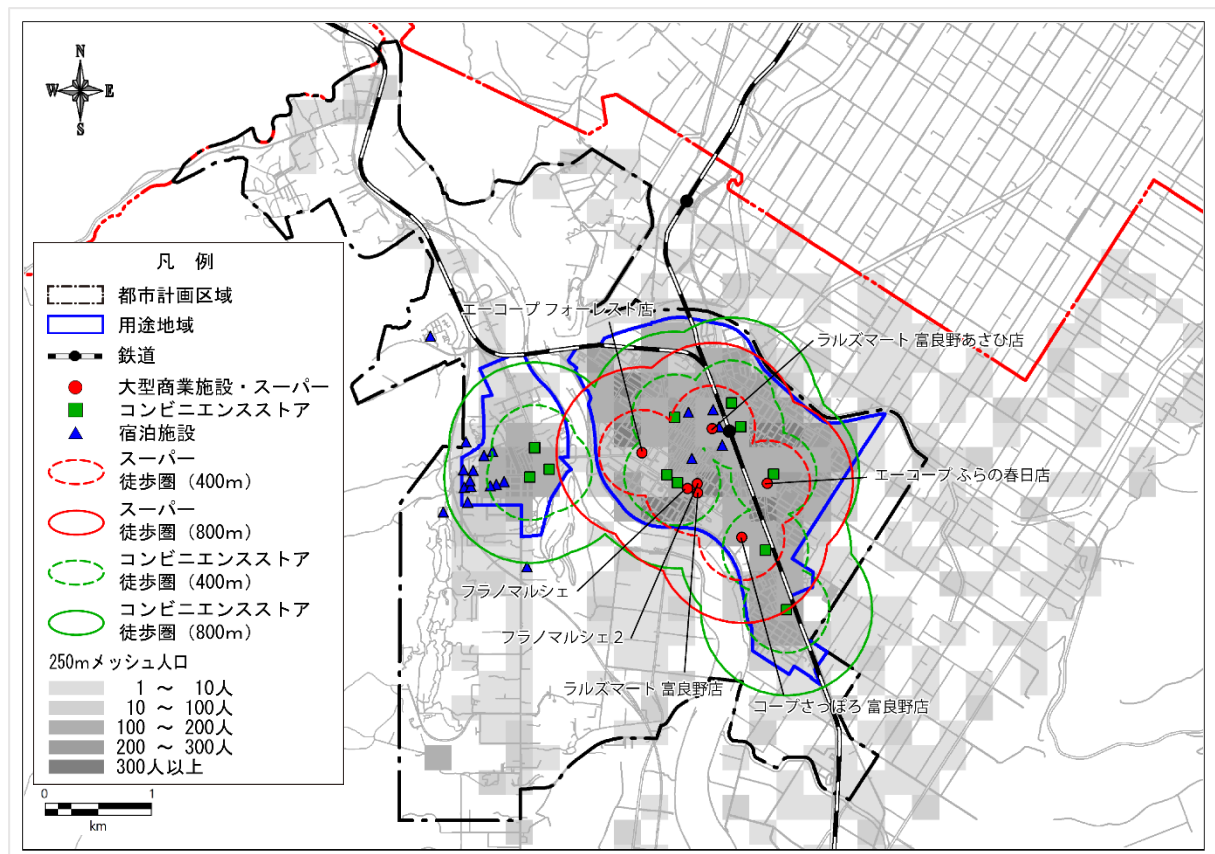


図 2-28 商業・宿泊施設の分布状況

（資料：iタウンページ、ふらの観光協会公式サイト）

課題 商業・宿泊施設

富良野市の場合は観光客の需要が見込まれるものの、今後人口減少が進むと、コンビニエンスストアの需要が減り、競合店の中で淘汰されていく可能性があります。大型スーパーによる商業機能を維持するためにも、まちなか居住の誘導やアクセス性の高い公共交通によって、商業施設の利便性や利用機会を高めていく必要があります。

(9) 保健・福祉施設

老人ホームや福祉センターなど多種多様な施設が市街地内に分散配置されており、富良野駅周辺の一带では徒歩でのアクセスが可能となっています。

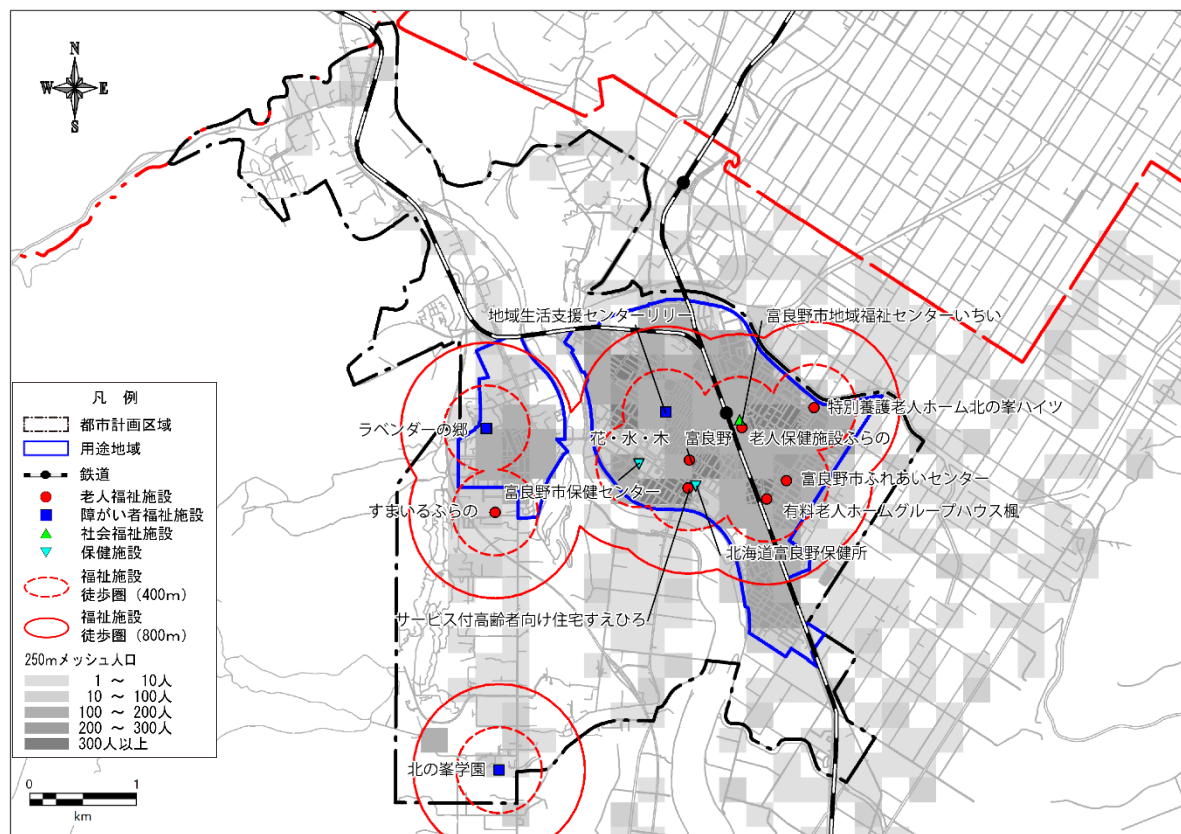


図 2-29 保健・福祉施設の分布状況

(資料：富良野市調べ)

-課題- 保健・福祉施設

高齢社会の進展に伴って施設の増設が考えられることから、人口分布状況に合わせた適正な配置や公共交通との連携に配慮しつつ、高齢者が元気に歩いて通える環境づくりが必要です。

2-6 経済活動

(1) 商業の状況

平成14(2002)年から平成24(2012)年までは減少傾向にあり、商店数が353箇所から228箇所に、従業者数が2,268人から1,465人に、年間販売額は5.6億円から3.4億円まで減少しています。

一方、平成22(2010)年にはフラノマルシェがオープン、続いて平成27(2015)年にはマルシェ2がオープンし、これらのテナント以外にも周辺での出店が誘発されるなど、それらの影響により平成24(2012)年からは商店数、従業者数、年間販売額ともに増加に転じています。

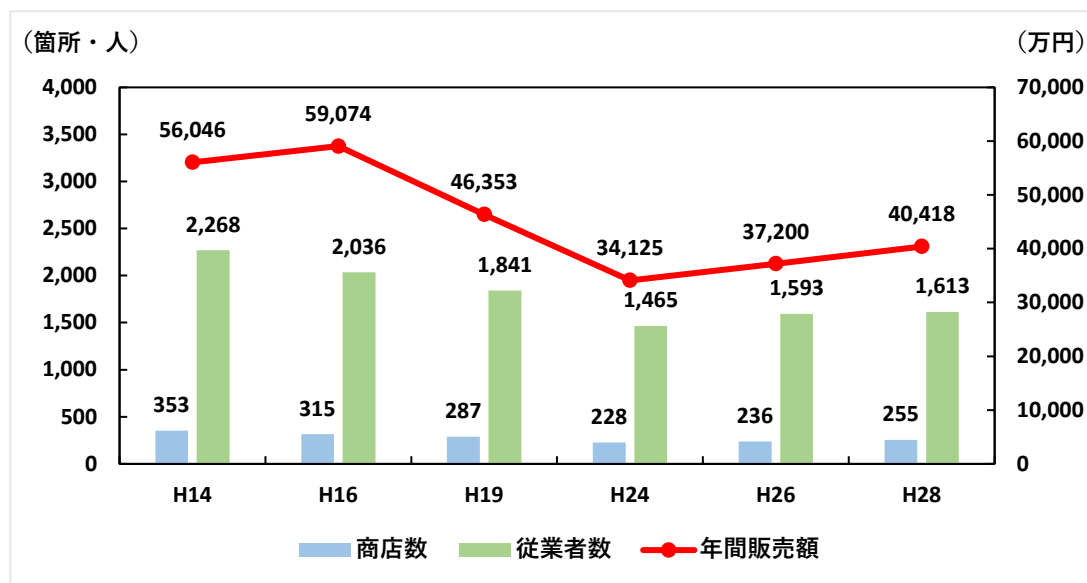


図 2-30 商店数・従業者数・年間販売額の推移

(資料：商業統計調査、H28～経済センサス)

課題 商業の状況

全国的な経済の停滞にともない、商業機能の縮小化・統合化が進められる中、富良野市では商業をはじめとする中心市街地の活性化に向けた成果が見られますが、今後は観光利用とともに地域住民による利用を一層進めていけるよう、必要な都市機能の集積とまちなか居住の取り組みが求められます。

(2) 地価

平成9(1997)年から令和2(2020)年の地価の平均値は、商業地で平成21(2009)年までに70,000円/㎡台から40,000円/㎡付近まで大きく下落したものの、以降は微増傾向となっています。一方住宅地では、20,000円/㎡付近まで徐々に下落した後、平成28(2016)年から令和2(2020)年の間は平成9(1997)年当時の地価まで回復しています。

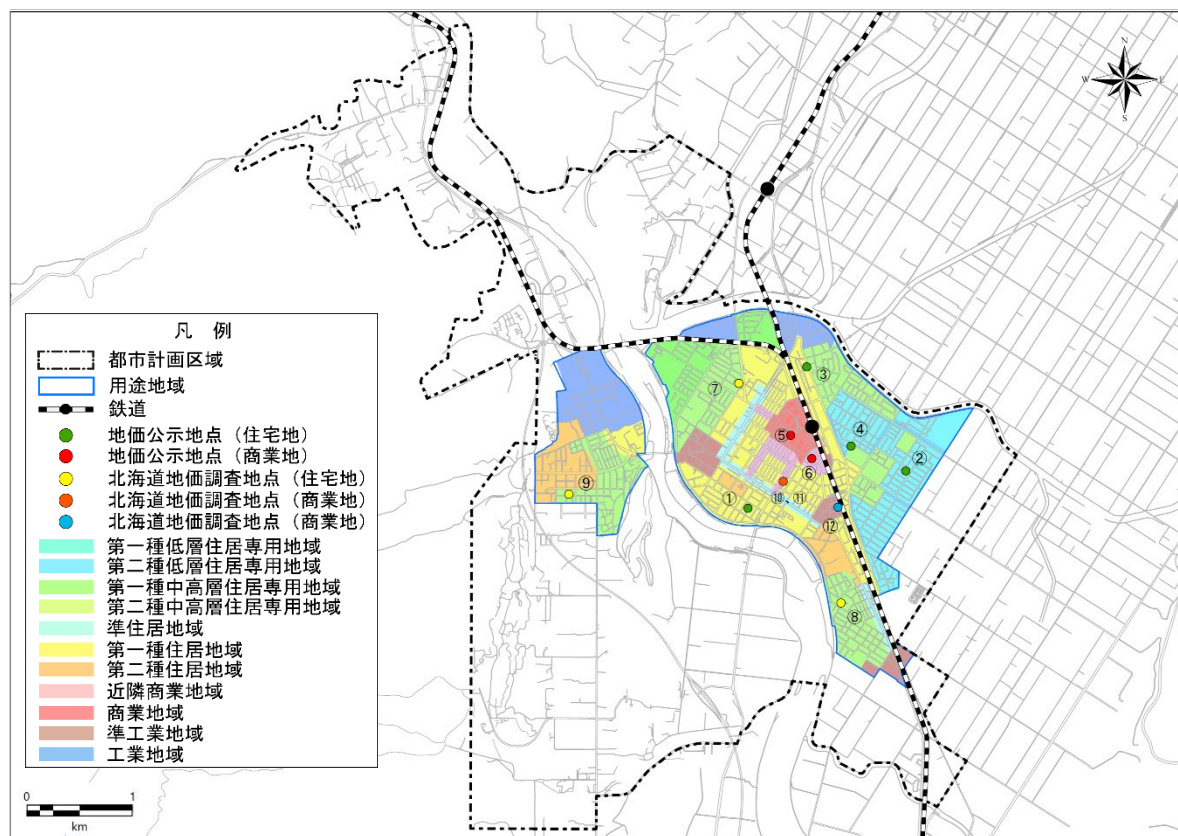


図 2-31 地価調査地点の分布 (資料：地価公示、北海道地価調査)

表 2-2 地価の推移 (資料：地価公示、北海道地価調査)

住所			価格(円/㎡)								調査年次
			H9	H14	H19	H24	H29	H30	R1	R2	
地価公示	住宅地	①富良野市末広町4535番20	30,500	29,800	27,000	24,500	24,400	24,400	24,400	24,400	H 9～R 2
	住宅地	②富良野市南麻町1154番45	20,500	19,600	17,500	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	H 9～R 2
	住宅地	③富良野市錦町4312番59	22,500	21,700	19,500	19,000	—	—	—	—	H 9～H25
	住宅地	④富良野市瑞穂町1157番863	—	—	—	—	19,000	19,000	19,000	19,000	H28～R 2
	商業地	⑤富良野市日の出町1440番1	110,000	84,000	58,000	35,000	32,500	32,500	32,500	32,500	H 9～R 2
	商業地	⑥富良野市日の出町3番17	43,500	36,800	32,000	—	—	—	—	—	H 9～H21
北海道地価調査	住宅地	⑦富良野市桂木町4423番12	23,800	23,800	21,600	19,800	19,500	19,500	19,500	19,500	H 9～R 2
	住宅地	⑧富良野市扇町11242番96	20,300	19,500	18,000	16,100	15,100	14,900	14,700	14,500	H 9～R 2
	住宅地	⑨富良野市北の峰町1981番62	21,000	20,200	18,300	17,500	18,200	19,800	21,400	23,300	H 9～R 2
	商業地	⑩富良野市幸町7番5	68,000	55,500	42,800	38,300	—	—	—	—	H 9～H25
	商業地	⑪富良野市幸町11374番	—	—	—	—	45,400	46,000	46,000	46,000	H26～R 2
	工業地	⑫富良野市若葉町2番13	23,000	21,500	19,700	—	—	—	—	—	H 9～H19

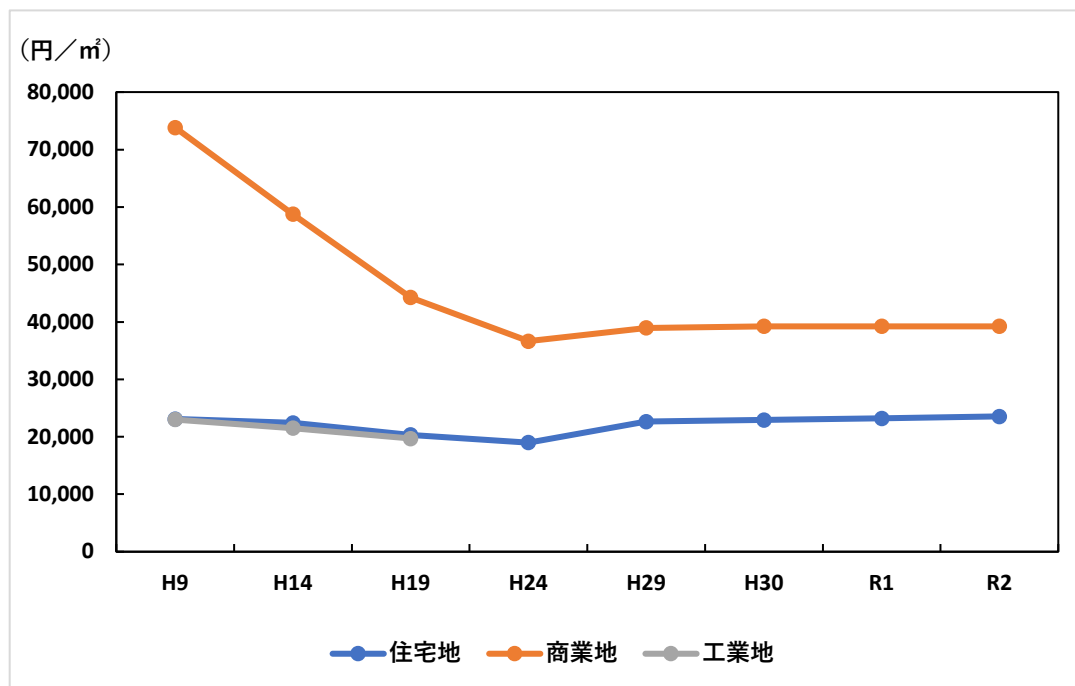


図 2-32 地価の推移（平均値）（資料：地価公示、北海道地価調査）

課題 地価

マルシェ効果により商業地の地価減少が下げ止まったものと推測され、今後も継続的な地価の維持や都市機能の集積による更なる活性化を進め、地域の経済的発展につなげていくことが望めます。

2-7 財政

(1) 市全体の歳入・歳出

富良野市の歳入は依存財源が約7割を占め、令和元（2019）年度では約29%の自主財源のうち約21%が市税となっています。また、平成21（2009）年度と令和元（2019）年度の比較では、自主財源・市税の占める割合がともに増加しています。

歳入

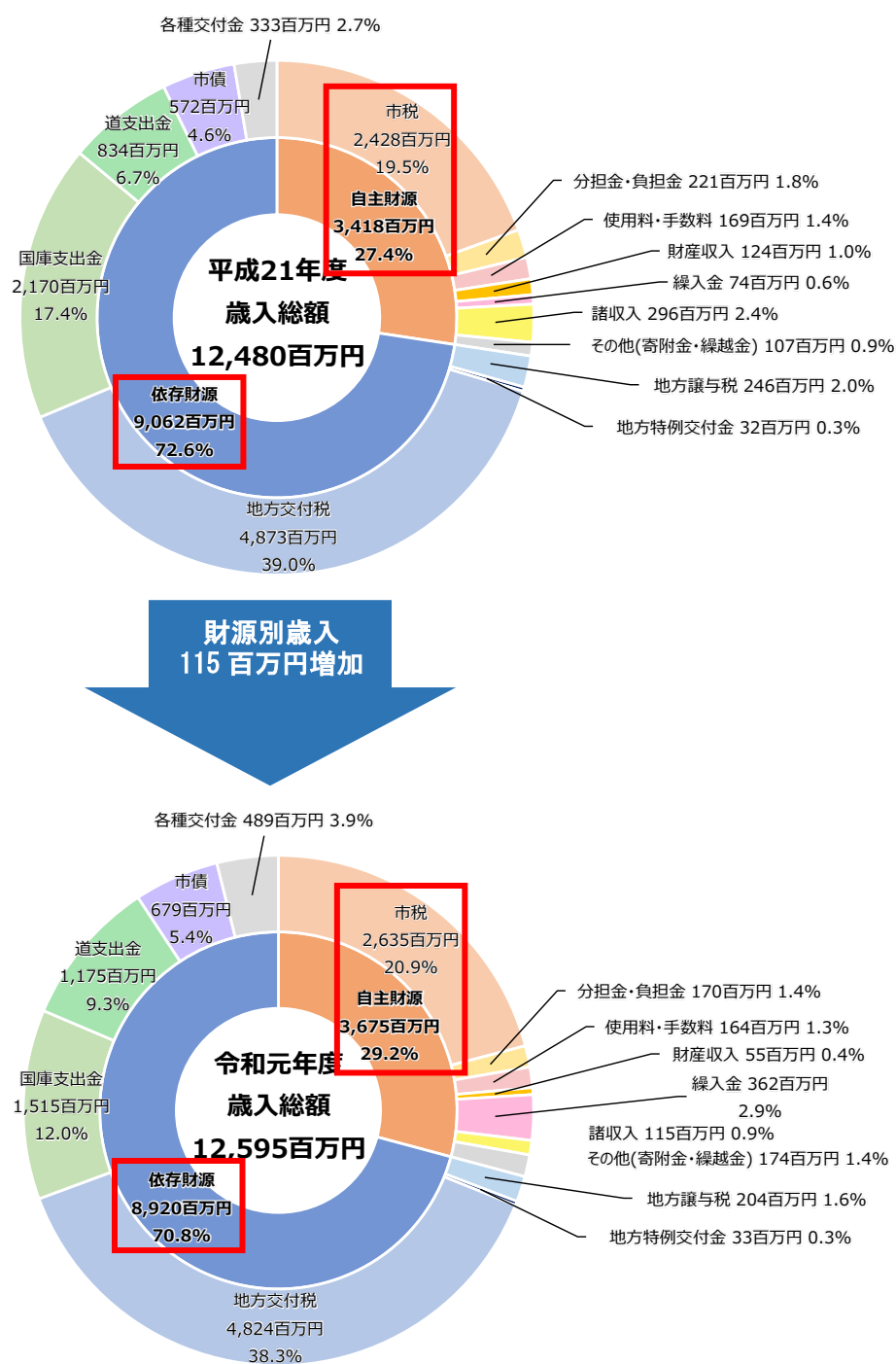


図 2-33 財源別歳入（一般会計）の推移（資料：富良野市）

令和元（2019）年度の目的別歳出は、民生費が最も多く約31%を占めています。また、平成21（2009）年度と令和元（2019）年度の比較では、都市基盤施設に関わる土木費は約11%と変化がない一方、民生費の占める割合が約21%から約31%に増加し、全体では約1.9億円（191百万円）の歳出増加となっています。

歳出（目的別）

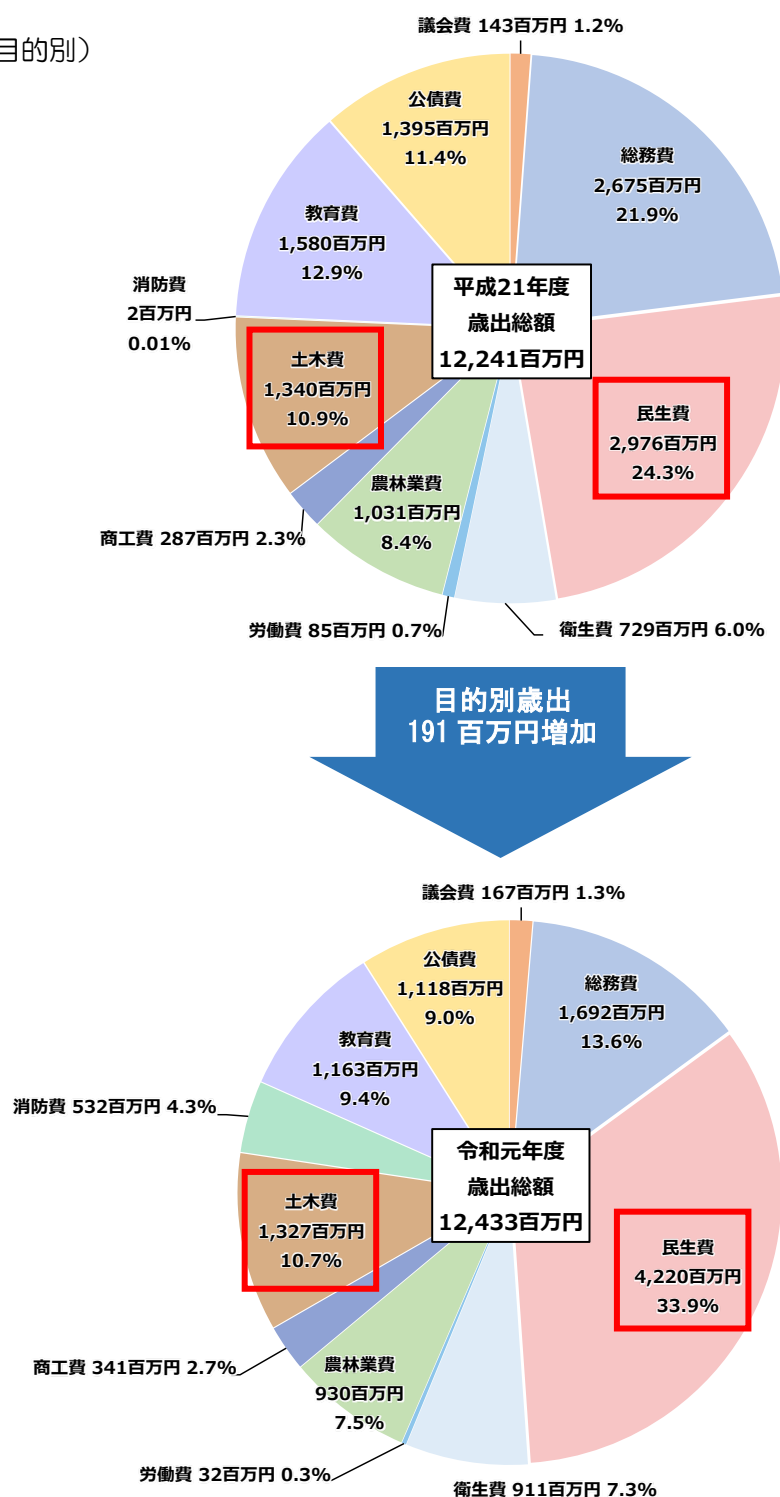


図 2-34 目的別歳出（普通会計）の推移（資料：富良野市）

令和元（2019）年度の性質別歳出は、扶助費が最も多く約19%を占めています。また、平成21（2009）年度と令和元（2019）年度の比較では、建設関連の投資的経費が約14%から約7%に減少した一方、扶助費の占める割合が約13%から約19%に増加し、全体では約2.7億円（266百万円）の歳出増加となっています。

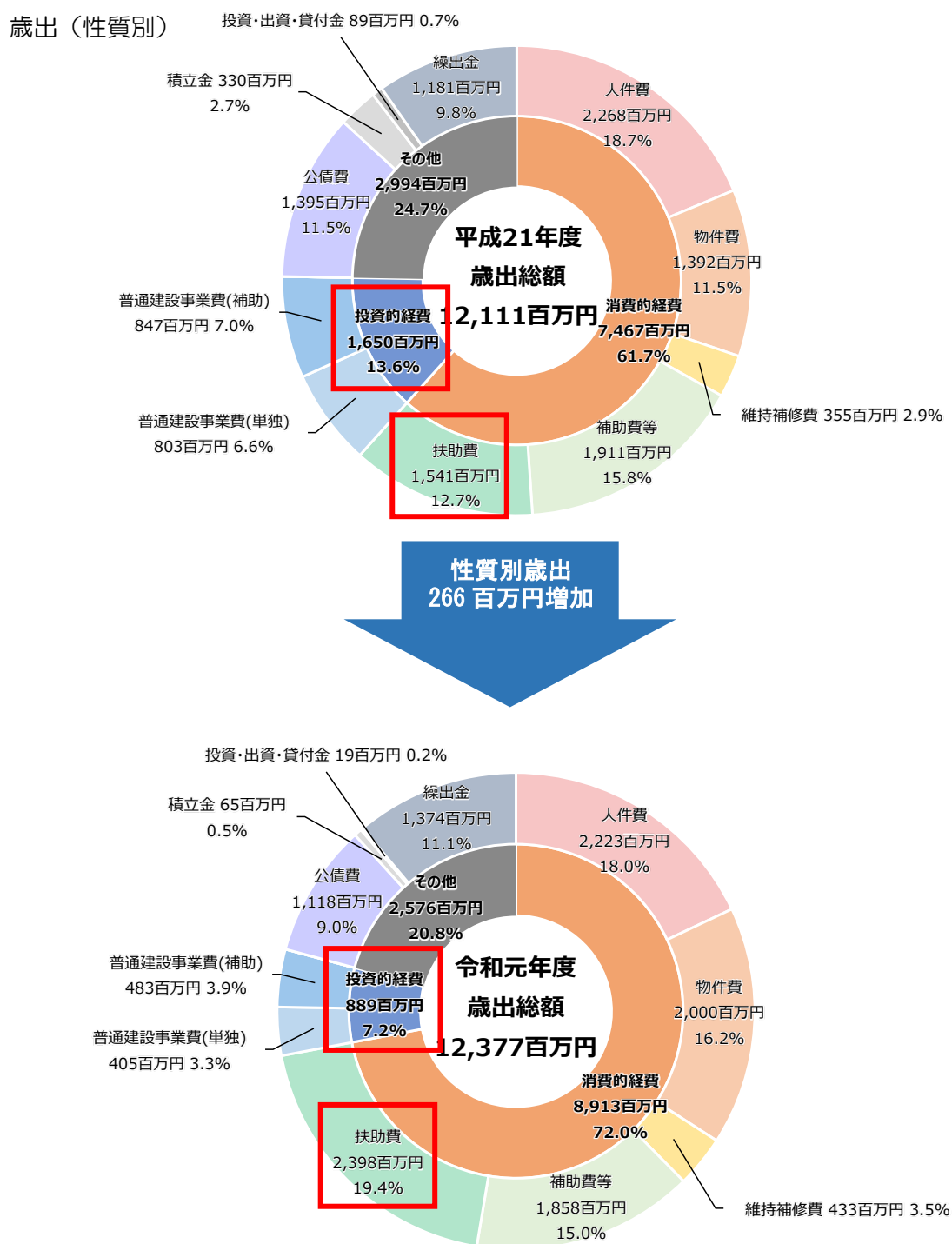


図 2-35 性質別歳出（普通会計）の推移（資料：富良野市）

課 題 市全体の歳入・歳出

歳出では民生費・扶助費が増加しており、今後の高齢社会においては、更なる増加が見込まれる一方で、限られた財源の中では、都市基盤施設等への振り分けがこれまで以上に厳しくなるものと想定されます。

まちなか居住によるウォークアブルな社会の実現によって、健康寿命を延長し財政的な軽減を図りつつ、長期的な目線で都市経営の効率化・更なるコンパクトなまちづくりの実現によるコスト縮減を推進する上でも居住誘導を図る施策の検討が必要です。

※民生費：児童福祉費、社会福祉費、老人福祉費、生活保護費（総務省資料）

※扶助費：生活困窮者、児童、老人、心身障がい者等を援助するための経費（総務省資料）

（２） 公共施設等の現況及び将来の見通し

減価償却資産の耐用年数として鉄骨鉄筋コンクリート造（事務所用）50 年を基準とした場合、平成 27（2015）年の時点で 40 年以上の経過年数であった 4.1 万平方メートルが、令和 7（2025）年までに順次超過することになります。さらに 10 年を経た令和 17（2035）年の時点で、5.3 万平方メートルが同様の超過に至ります。なお、これら延べ床面積の合計は、全体の 48% でおおよそ半数に相当します。

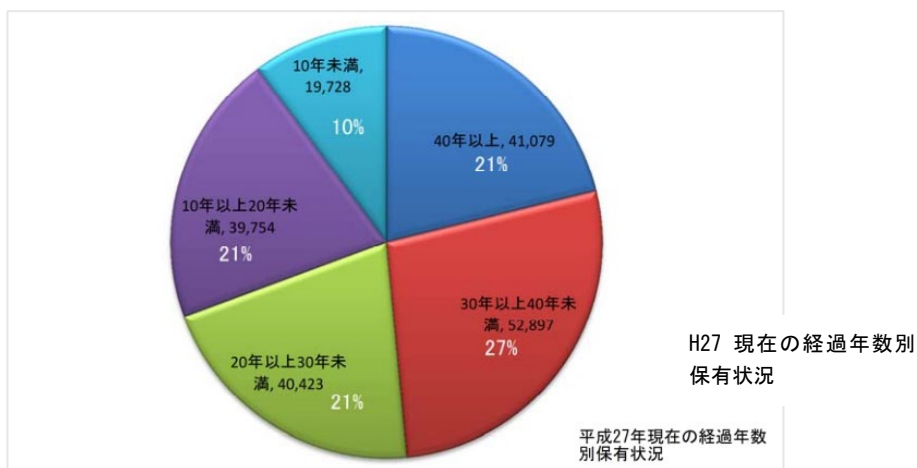


図 2-36 経過年数別の延べ床面積の状況

（資料：H28.2_富良野市公共施設等総合管理計画書から抜粋）

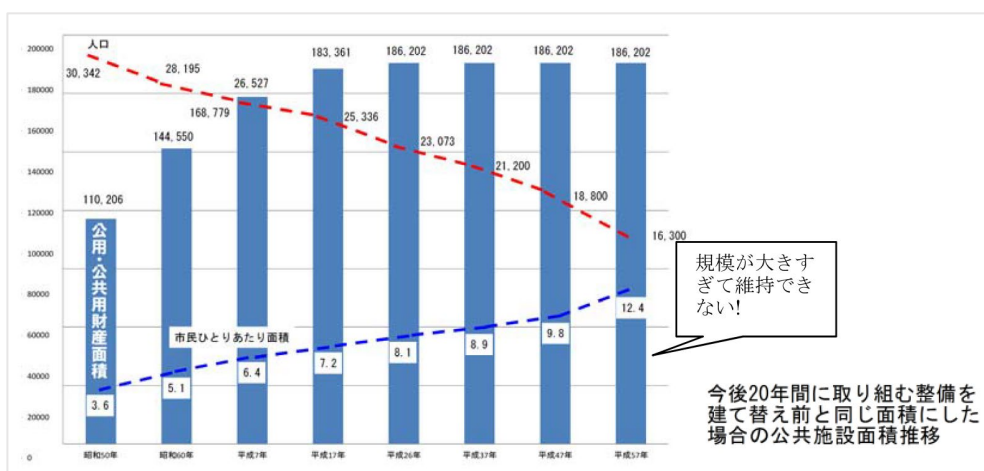


図 2-37 公共施設を現有面積のままとした場合の一人当たり面積の見通し

（資料：H28.2_富良野市公共施設等総合管理計画書から抜粋）

課題 公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等の耐用年数を踏まえると今後において建て替えや大規模改修が発生してくることから、更なる財政のひっ迫が懸念されます。

人口減少下において、施設の廃止や集約、複合化により、都市的な土地利用のコンパクト化による健全な都市運営が望まれます。

2-8 人口の将来見通し

(1) 将来見通しにおける人口増減

平成 27 (2015) 年～令和 22 (2040) 年 (推計値) の 100m メッシュの人口の増減率では、駅西地域・駅東地域を中心に減少が多くなっています。

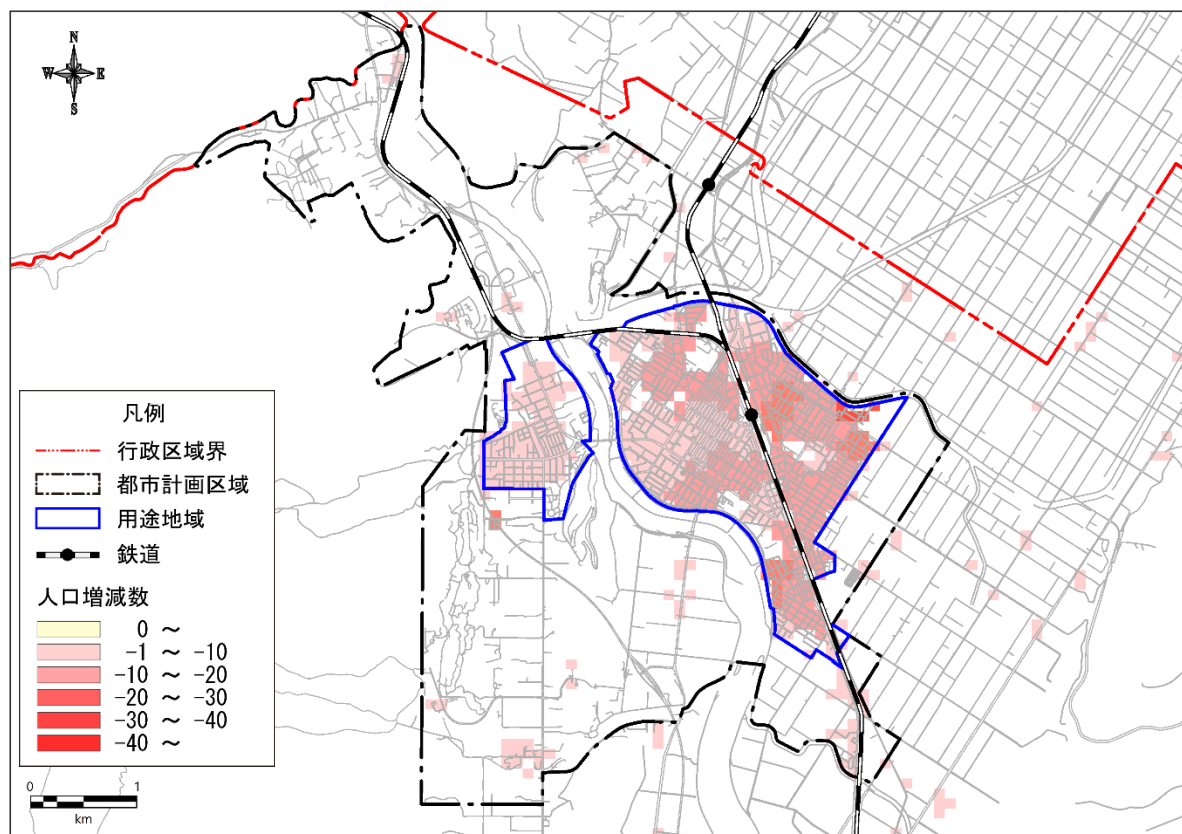


図 2-38 100mメッシュ増減数 [H27 - R22]

(資料：G 空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版) による)

課題 将来見通しにおける条丁目別人口の増減

人口減少が進むなか、現状の土地利用を維持すると低密度広域分散型の居住形態になり、非効率な都市の運営につながる懸念があります。

そのため、居住地の集約化を図りながら住民の利便性が高く、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進め、財政コストの縮減を図る必要があります。

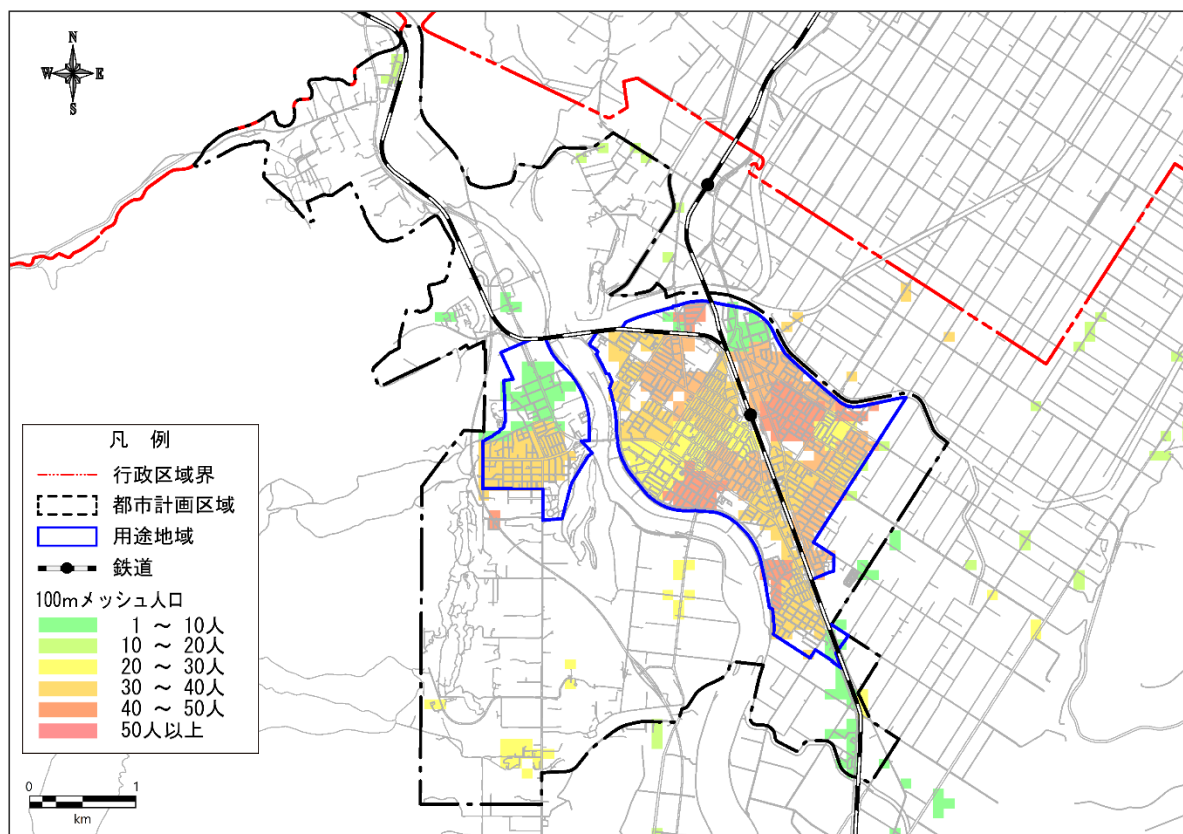


図 2-39 100mメッシュ人口 [H27]

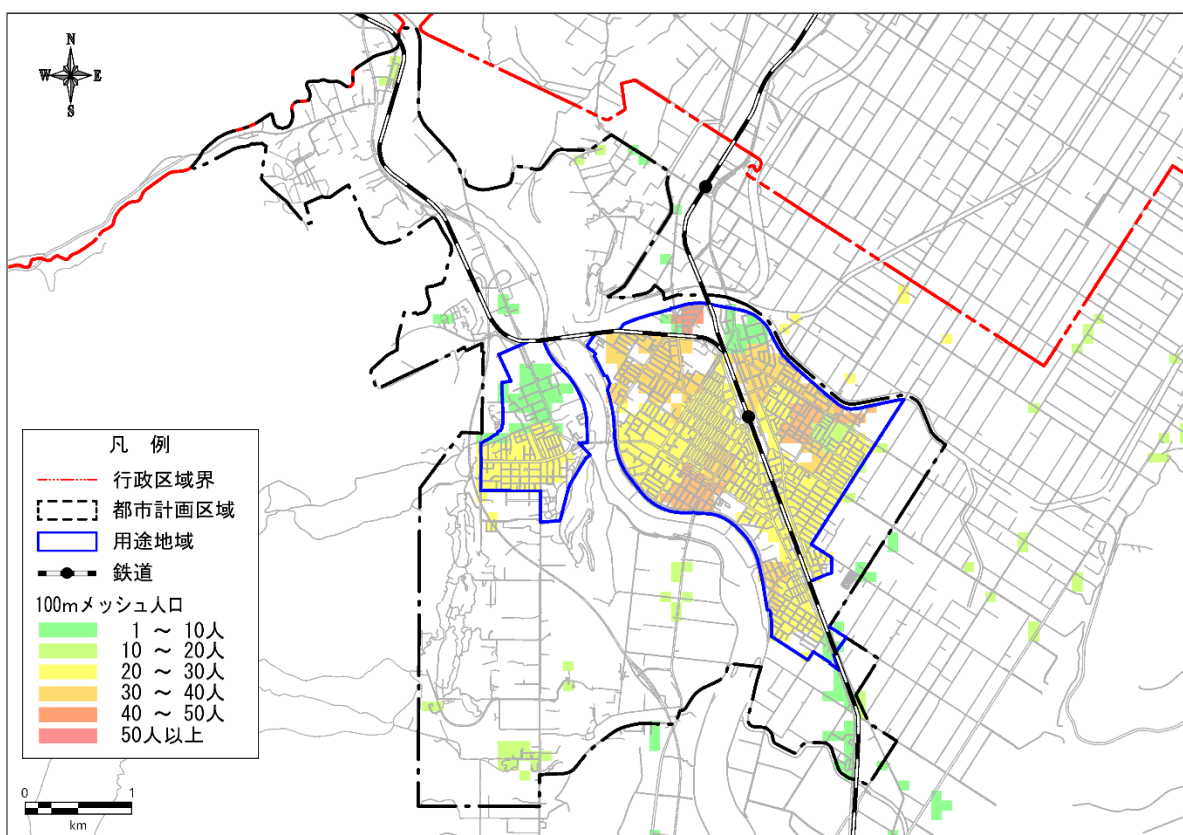


図 2-40 100mメッシュ人口 [R22]

(資料：G 空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版) による)

(2) 高齢化の状況

都市計画区域の全域で高齢化が進行し、平成 27 (2015) 年では、特に駅東地区において高齢化率が 40%以上と高い地域が分布していますが、令和 22 (2040) 年では、市街地全域に高齢化率が高い地域が広がります。

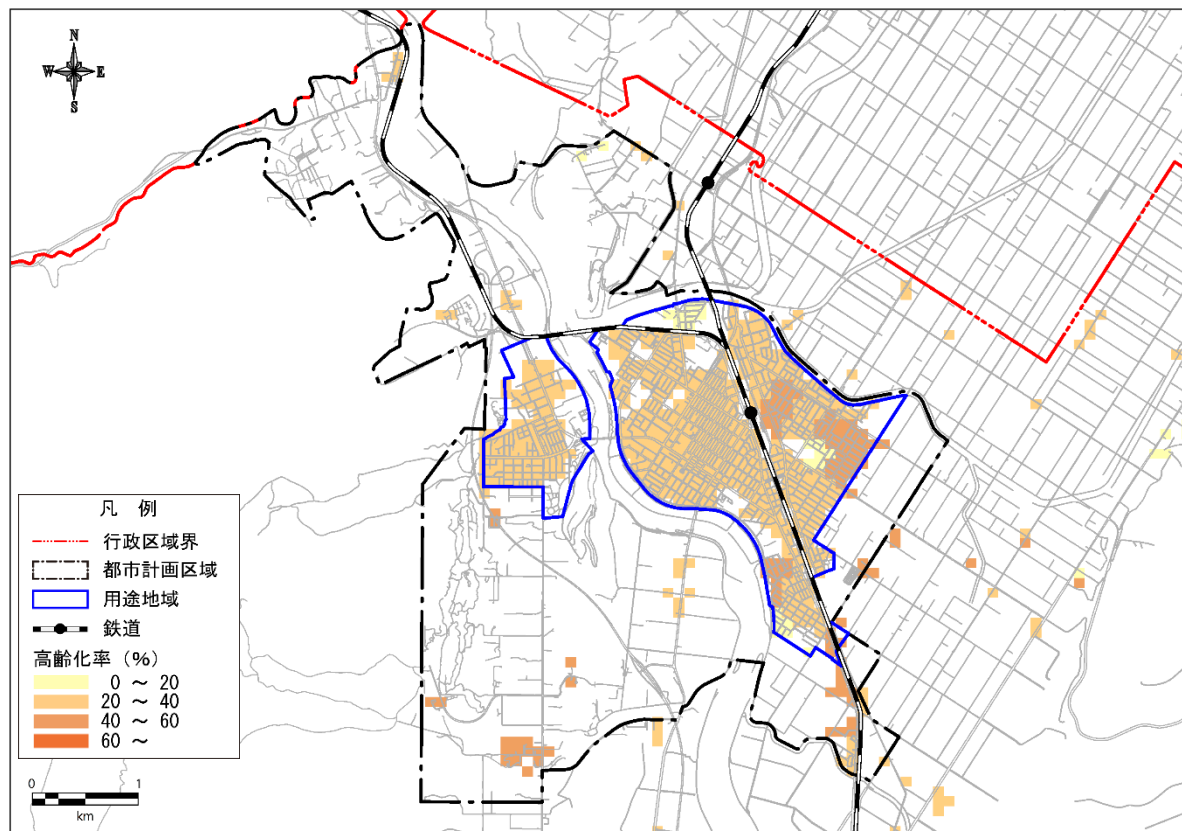


図 2-41 高齢化率の状況 [H27]

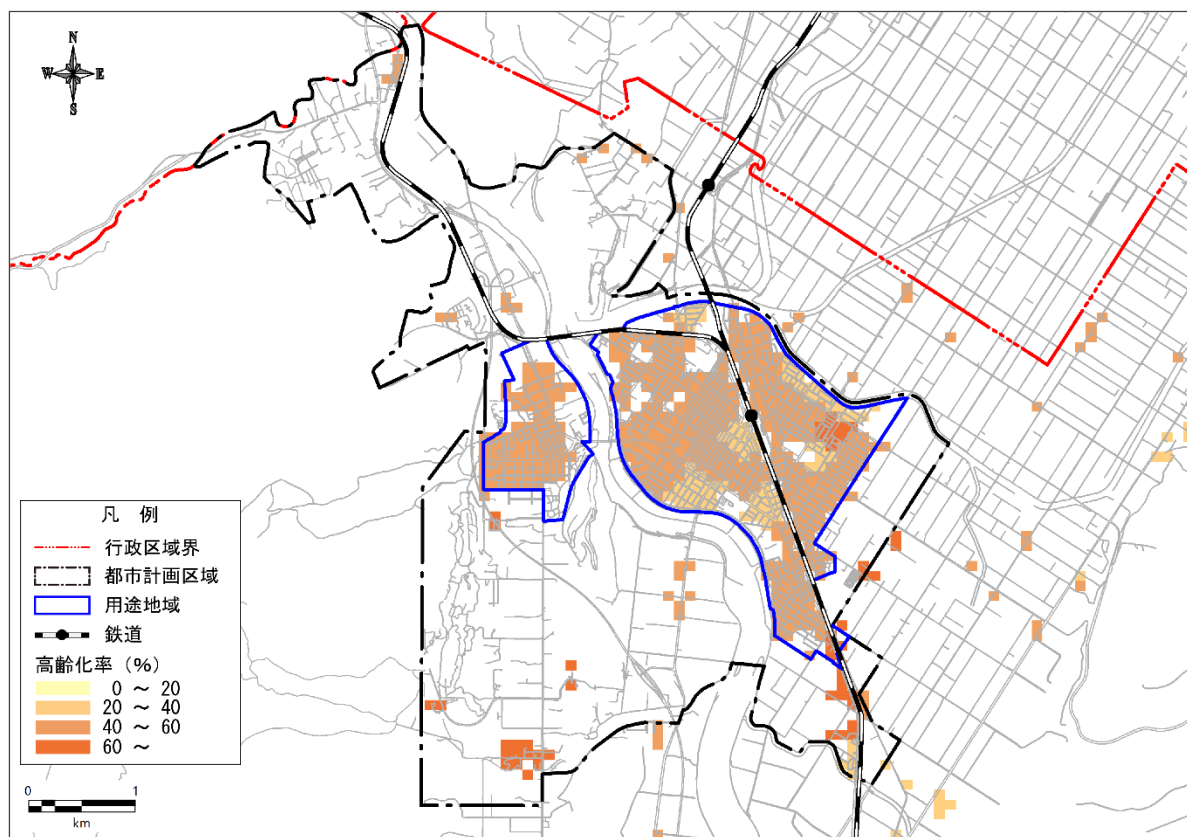


図 2-42 高齢化率の状況 [R22]

(資料：G 空間情報センター将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版) による)

課題 高齢化の状況

都市的サービスを提供するためには、利便性の高い地域への高齢者の誘導や都市機能の集約化による健康でウォーカブルな社会の実現と合わせて、都市機能が集積している中心市街地への公共交通等の移動支援策など総合的な高齢者支援が必要です。

2-9 都市構造上の評価

全国の人口 10 万人以下の都市の平均を 50 とした偏差値をもとに、本市の強み・弱みを可視化したレーダーチャートは次のとおりです。

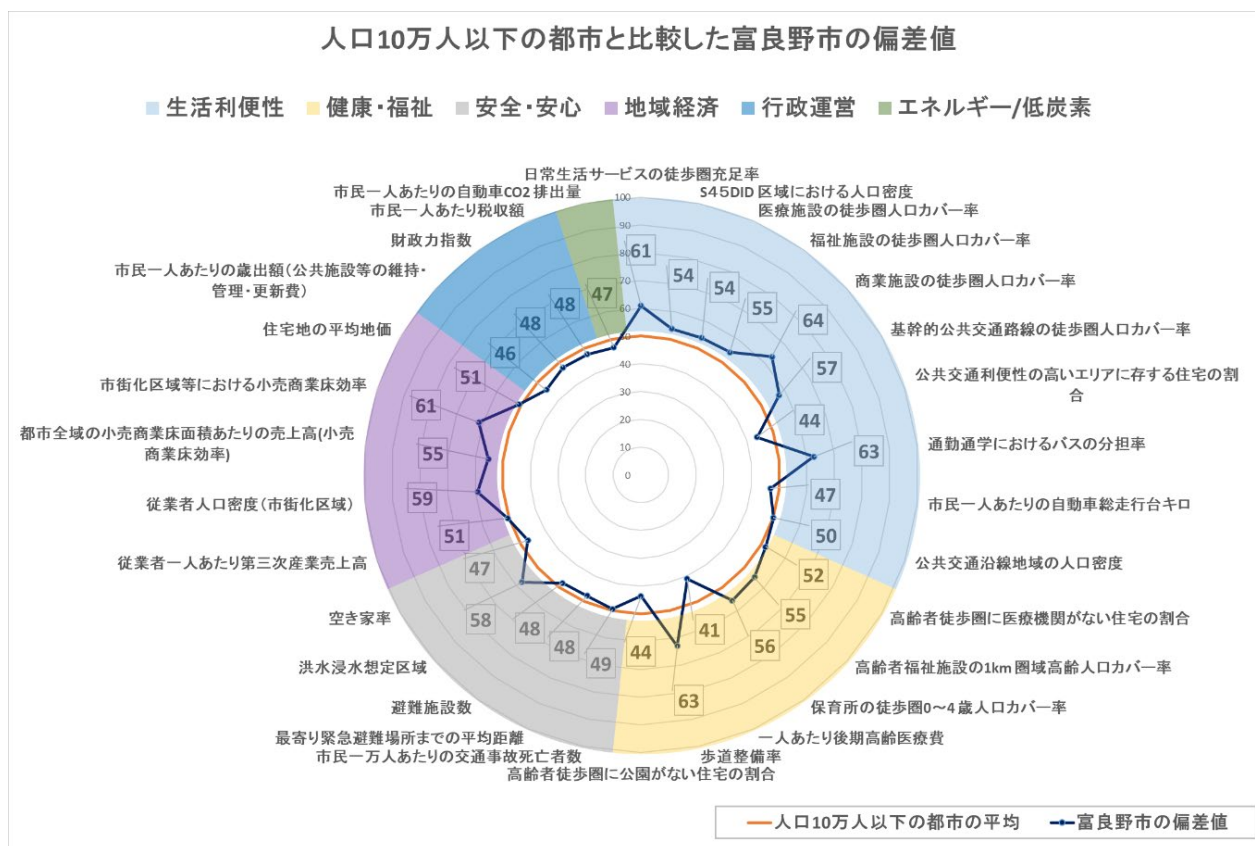


図 2-43 都市構造評価指標のレーダーチャート

(資料:「都市構造の評価に関するハンドブック(H26.8_国土交通省都市局都市計画課)」を参考に作成)

表 2-3 都市構造の評価

評価分野	傾向/着目指標
生活利便性	全体的に利便性が比較的高い傾向 ●日常生活サービスの徒歩圏充足率 市の人口あたり、医療・福祉・公共交通～800m（徒歩圏）の人口が多い傾向《偏差値 61》 ●商業施設の徒歩圏人口カバー率 市の人口あたり、商業施設～800m（徒歩圏）の人口が多い傾向《偏差値 64》 ●基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率 市の人口あたり、鉄道駅～800m・バス停～300m（徒歩圏）の人口が多い傾向《偏差値 57》 ●通勤通学におけるバスの分担率 通勤通学でバス利用が多い傾向《偏差値 63》
健康・福祉	後期高齢医療費が少ないほか、健康・福祉面で良好な傾向 ●一人あたり後期高齢医療費 後期高齢医療費が少ない傾向《偏差値 41》 ●歩道整備率 歩きやすい環境にある傾向《偏差値 63》
安全・安心	浸水ハザードエリアが広いほかは標準的な傾向 ●洪水浸水想定区間 浸水ハザードエリアの面積が広い傾向《偏差値 58》
地域経済	商業面で効率が良い傾向 ●従業者人口密度（市街化区域） 従業者密度が高い傾向 ●小売商業床効率 小売商業の効率が良い傾向
行政運営	顕著な突出はなく、ほぼ標準的な分野
エネルギー /低炭素	ほぼ標準的な分野

●：他都市との比較で良好な評価指標 ●：他都市との比較で良好とは言ない評価指標

課題 都市構造上の評価

想定最大規模の降雨条件ではあるものの、市街地の広範囲が洪水浸水想定区域となっていることから、都市機能や居住の誘導に際しては、防災対策に重点を置いた施策の検討が必要となります。

2-10 関連計画・他部局の施策等

富良野市立地適正化計画は、関連計画である「第6次 富良野市総合計画」、「都市計画区域マスタープラン（北海道）」及び「第3次 富良野市都市計画マスタープラン」のほか、「富良野市公共施設等総合管理計画」など各施策と整合を図りつつ、策定が進められます。

（1） 上位計画等

■富良野市の総合計画

計 画 名	第6次 富良野市総合計画
計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
前提・大切な視点	◎未来は創るもの・構造変化に対応する新スタイルへの移行 ◎「ひと」が中心であること ◎「つながり」のアップデート ◎富良野らしいユニークさがあること
まちづくりスローガン	「美しい」のその先へ。WA！がまち、ふらの ※WA! … つながる（輪）、驚き、循環、やさしい（和）、誇れる（我が）
まちづくりコンセプト	4つのWA！ ひとのWA！ しごとのWA！ まちのWA！ 自然のWA！ 2つの基本アプローチ 共創 × デジタル（4つのWA！でまわるイメージ）
立地適正化に関する施策（基本施策）	<u>基本施策</u> ■ひとのWA！8-1 雇用と住環境を組み合わせた移住・定住の促進 展開方向：情報発信強化（リビング・フラノ）、転出入者の状況把握・分析など ■まちのWA！1-5 富良野らしい良好な都市計画の形成 個別計画：都市計画マスタープラン、バリアフリー基本構想 など ■まちのWA！1-6 コンパクトシティの推進 個別計画：都市計画マスタープラン、立地適正化計画（R5～予定） 【施策の展開方向】多機能集約都市の形成 ・ウォークアブル推進都市と合わせて「歩いて暮らせるまちづくり」の推進 ・中心市街地への都市機能の集約や公共空間等の都市の冗長性を確保する市街地整備の推進 ・TMOを軸にした中心市街地のエリアマネジメントの継続的な取り組み ■まちのWA！2-1 良好な居住環境の形成 個別計画：公営住宅等長寿命化、耐震改修促進、住生活基本 各計画 ■まちのWA！2-2 空き家対策の推進 個別計画：空き家等対策計画 ■まちのWA！3-1 総合的な地域公共交通体系の構築 個別計画：地域公共交通計画（R5～予定） ■まちのWA！5-2 防災対策の推進、防災意識の啓発と高揚 個別計画：地域防災、国民保護、業務継続、強靱化 各計画 ■自然のWA！1-1 地球温暖化対策の推進、環境負荷の少ない持続的な社会の構築 個別計画：環境基本、地球温暖化対策実行 など各計画

(2) 上位計画等

■富良野市の総合計画

計 画 名	第 6 次 富 良 野 市 総 合 計 画
計画期間	令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度
前提・ 大切な視点	◎未来は創るもの・構造変化に対応する新スタイルへの移行 ◎「ひと」が中心であること ◎「つながり」のアップデート ◎富良野らしいユニークさがあること
まちづくり スローガン	「美しい」のその先へ。WA！がまち、ふらの ※WA! … つながる（輪）、驚き、循環、やさしい（和）、誇れる（我が）
まちづくり コンセプト	4 つの WA！ ひとの WA！ しごとの WA！ まちの WA！ 自然の WA！ 2 つの基本アプローチ 共創 × デジタル（4 つの WA！でまわるイメージ）
立地適正化に 関する施策 （基本施策）	基本施策 ■ひとの WA！ 8-1 雇用と住環境を組み合わせた移住・定住の促進 展開方向：情報発信強化（リビング・フラノ）、転出入者の状況把握・分析など ■まちの WA！ 1-5 富良野らしい良好な都市計画の形成 個別計画：都市計画マスタープラン、バリアフリー基本構想 など ■まちの WA！ 1-6 コンパクトシティの推進 個別計画：都市計画マスタープラン、立地適正化計画（R5～予定） 【施策の展開方向】多機能集約都市の形成 ・ウォークアブル推進都市と合わせて「歩いて暮らせるまちづくり」の推進 ・中心市街地への都市機能の集約や公共空間等の都市の冗長性を確保する市街地整備の推進 ・TMO を軸にした中心市街地のエリアマネジメントの継続的な取り組み ■まちの WA！ 2-1 良好な居住環境の形成 個別計画：公営住宅等長寿命化、耐震改修促進、住生活基本 各計画 ■まちの WA！ 2-2 空き家対策の推進 個別計画：空き家等対策計画 ■まちの WA！ 3-1 総合的な地域公共交通体系の構築 個別計画：地域公共交通計画（R5～予定） ■まちの WA！ 5-2 防災対策の推進、防災意識の啓発と高揚 個別計画：地域防災、国民保護、業務継続、強靱化 各計画 ■自然の WA！ 1-1 地球温暖化対策の推進、環境負荷の少ない持続的な社会の構築 個別計画：環境基本、地球温暖化対策実行 など各計画

■富良野市のマスタープラン

計 画 名	第 3 次 富良野市都市計画マスタープラン
計画期間	令和 3（2021）年度～令和 22（2040）年度
将来都市像	ー 安心・安全で多様な世代・世帯が住み続けられる 快適な都市空間を形成する地球にやさしいまち ー
都市計画の 目標	■自然と調和した魅力ある都市づくり ■活気あふれるコンパクトな都市づくり 人口の減少等によって市街地の低密度化が進むことで、都市機能の低下や地域経済の衰退が懸念されており、これらを回避するためには主要生活サービス施設の集積とともに、一定レベルの人口密度の維持が求められています。 市民が不便なく快適に暮らし、訪れる人が魅力を感じるまちなみを持続的に確保するため、人が行き交い、活気あふれるコンパクトな都市づくりを進めます。 ■健康で豊かに住み続けられる都市づくり ■災害に強い安心できる都市づくり 災害発生の予測や予防の技術は、日々進歩しつつも完全ではなく、近年において頻発する全国的な災害の発生状況を鑑み、本市においても各種災害に備えた事前の準備が重要と言えます。 都市の防災性の向上により、災害に対して被害を最小限にとどめ、迅速に復旧することのできるまちを目指し、災害に強い安心できる都市づくりを進めます。 ■多様な連携と協働による都市づくり
将来人口と都市構造の展開方向	都市構造の展開方向 基本的な方向性は、市街地周辺を取り巻く自然環境の保全に努め、市街地については内部充実型のコンパクトで機能性の高い都市構造を目指し、今以上に市街地を拡大することなく、都市の防災性の向上や都市生活のサービス水準の維持のため、都市機能の集積と適切な居住空間の誘導を進めるものとしします。
立地適正化に関する施策 （土地利用の基本方針）	土地利用 3) 長期的な視野に基づいた市街地内の土地利用の促進 《住宅地》 ●【全般】専用住宅地と一般住宅地の適正な配置（現在の市街地形態を基本） ●【駅東地区】低層住宅を主体とした専用住宅地を配置 ●【駅東：JR 沿線】一般住宅地を配置、中高層の共同住宅・地域センター病院 ●【駅東：沿道】幹線道路の沿道に生活利便施設の立地を誘導 ●【駅西地区】一般住宅地を配置、生活利便施設の確保（まちなか居住） ●【駅西地区】専用住宅地を配置、低層住宅主体の住環境を保全 ●【北の峰地区】一般住宅地を配置、観光リゾート関連・飲食店の立地 ●【北の峰：朝日ヶ丘総合公園周辺】専用住宅地を配置、共同住宅等の立地 《商業地》 ●【JR 駅前】商業地を配置、機能更新と市民・訪問者の滞留拠点の形成 ●【国道沿道】沿道型商業地を配置 《工業地》 ●【工業団地】専用工業地を配置 ●【卸売市場、扇山地区等沿道】一般工業地を配置 4) 効率的な土地利用規制による良好な市街地形成 ●【全般】水害リスクに対し防災・減災を考慮したまちづくりを検討 5) 公共施設の適正な配置による土地利用の促進 ●各種公共施設を適正に配置（公共施設等総合管理計画との整合） ●施設の更新・統廃合時の適切な配置（極力集約化）

立地適正化に関する施策 (市街地整備の基本方針)	市街地整備 1) 中心市街地の活性化と再整備の推進 ● 滞留拠点整備等による「まちなか回遊」を推進（中心市街地活性化基本計画を継承） ● 「市街地整備 2.0（R2 国交省）」に準拠した取組・事業導入 ● 人口減少に対応した市街地形成（都市機能の集約、まちなか居住） ● 【東 5 条 3 丁目地区】市街地再開発事業 2) 歩いて暮らせるまちづくりの推進 ● オープンスペースの整備（ウォーカブルな人が中心） ● 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の整備 3) 用途地域内における大規模未利用地の開発整備の誘導 ● 【住居系大規模未利用地】当面農地としての利用を継続 5) 公営住宅の整備と都市のスポンジ化対策 ● 老朽施設の整備・改修（公営住宅等長寿命化計画） ● 小規模な住宅地供給（空き家・空き地の利活用） 6) 少子超高齢社会時代に即応する福祉施設の充実 ● 高齢者福祉施設・子育て支援施設の適正配置
立地適正化に関する施策 (交通体系の基本方針)	交通体系 4) 人にやさしい歩行者空間の創出 ● 歩行者空間の充実、バリアフリー化の推進、案内サイン・休憩スペースの充実 6) 時代に即した持続可能な公共交通体系の構築 ● 総合的な交通体系のあり方を検討・協議
立地適正化に関する施策 (都市防災の基本方針)	都市防災 1) 災害を想定した防災ネットワークの構築 ● 緊急輸送道路の最大限の通行確保（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画） ● 指定避難経路の確保、案内表示等（地域防災計画） ● 大規模災害・感染症対策を含めた収容規模の適正化 ● 公園緑地（防災公園）の防災機能強化 2) 土地利用規制と併せた防災性の向上 ● 【土砂災害特別警戒区域・警戒区域】市街化抑制、減災対策 ● 【宅地造成工事規制区域】適切な許可制度の運用 ● 【商業系用途地区】準防火地域の指定、集団的な防火性能の確保 ● 【浸水想定区域】住宅地整備の慎重な判断、防災・減災対策 3) ライフラインの確保と耐震化 ● 住宅・建築物の耐震化促進、無電柱化（耐震改修促進計画）

■都市計画区域マスタープラン〔北海道〕 — 非線引き都市計画区域 —

計 画 名	富良野都市計画（富良野市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針								
目標年次	令和 12（2030）年度								
基本理念	テーマ：まちごと公園に向けて 都市像：自然と調和したまちづくり 人と人の共生したまちづくり 活気あるまちづくり 文化的なまちづくり みんなで力を合わせるまちづくり 中心市街地に関しては、富良野市中心市街地活性化基本計画に基づき、まちなか回遊、まちなか居住、産業振興等による活性化及び機能回復を図る。 本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行しながらも、交流人口の増加が予想されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市の既存ストックを適切に更新することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。 さらに、都市の防災性の向上図り、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちづくりに向けた都市づくりを進める。								
立地適正化に関する方針	《主要用途の配置の方針》 経緯 <table><tr><td>駅西側</td><td>駅東側</td><td>北の峰地区</td></tr><tr><td>中心市街地</td><td>専用住宅地</td><td>観光リゾート地 一般住宅地</td></tr></table> 課題 ■都市密度の低下など都市機能への影響（人口減少、少子高齢化、空き家等） 方針 ■安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指す 《交通施設の基本方針》 ■歩行者や自動車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める ■公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を進める 《市街地整備の目標》 ■東 5 条 3 丁目地区（市街地再開発事業） 《コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針》 ■狭小な緑地の増加の抑制、都市の利便性上より有効となる配置			駅西側	駅東側	北の峰地区	中心市街地	専用住宅地	観光リゾート地 一般住宅地
駅西側	駅東側	北の峰地区							
中心市街地	専用住宅地	観光リゾート地 一般住宅地							

(3) 他部局の施策等

■公共施設等総合管理計画

計 画 名	富良野市公共施設等総合管理計画
計画期間	平成 28（2016）年度～令和 27（2045）年度
関係する基本方針（立地適正化に関する施策）	●施設床面積を人口減少にあわせて適正な規模に縮小する ●複数の目的別施設を複合したものとして整備し面積の縮小をはかる ●移動手段を確保し複数の施設を集約統合する ●今後 20 年間で公共施設建物床面積を現状から 2 割削減する ●ユニバーサルデザイン化の一層の充実をはかる

■公営住宅等長寿命化計画

計 画 名	富良野市公営住宅等長寿命化計画			
計画期間	令和 3（2021）年度～令和 17（2035）年度			
建替事業の実施方針（立地適正化に関する施策）	●団地の統合集約及び一体的整備 ●老朽住宅の削減 ●民間活力導入の検討（整備手法等） ●ユニバーサルデザインの推進 ●景観に配慮した整備の推進			
事業手法別戸数表	道営住宅を含む 単位：戸			
		令和 3～7 年度	令和 8～12 年度	令和 13～17 年度
	公営住宅等管理戸数	650	614	574
	新規整備事業予定戸数	16	0	0
	維持管理予定戸数	566	578	534
	計画修繕対応個数	140	184	112
	改善事業予定戸数	144	72	16
	その他個数	282	322	406
	建替事業予定戸数	46	0	0
	用途廃止予定戸数	22	36	40

■高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計 画 名	第 8 期 富良野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
計画期間	令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度
基本的な視点	地域包括ケアシステムの深化・推進
立地適正化に関する施策	《高齢者に関する一般施策の推進》 ●災害時要支援高齢者等の見守り体制の推進、SOS ネットワーク事業 ●高齢者の交通安全対策、外出と移動に関する支援 ●「まちなか居住」の推進、高齢者に対応した公営住宅の安定供給 《災害等に備えた高齢者支援体制》 ●福祉避難所の確保、防災マップの更新、避難所運営マニュアルの更新 ●「住民ささえあいマップ」の登録・更新

■強靱化計画

計 画 名	富良野市強靱化計画
計画期間	令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度
強靱化目標	1. 大規模自然災害から市民の生命・財産と富良野市の社会経済システムを守る 2. 富良野市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する 3. 富良野市の持続的成長を促進する
想定する自然災害	●地震：内陸型地震 ●火山噴火：十勝岳火山（常時観測火山） ●豪雨/暴風雨/竜巻 ●豪雪/暴風雪
想定リスク・対策	人命の保護 《地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生》 ●住宅・建築物等の耐震化、建築物等の老朽化対策、避難場所の指定・整備・普及啓発、緊急輸送道路等の整備 ▷指標例：公立小中学校の耐震化率 約 84%（R1）→100%（R4） 《火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生》 ●警戒避難体制の整備、砂防設備等の整備 ▷指標例：土砂災害警戒区域の指定率 45%（R1）→100%（R6） 《突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水》 ●洪水・内水ハザードマップの作成、河川改修等の治水対策 ▷指標例：内水ハザードマップの作成状況 未作成（R1）→作成（R6） 《積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大》 ●積雪寒冷を想定した避難所等の対策 《情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大》 ●関連機関の情報共有化、住民等への情報伝達体制の強化、観光客・高齢者等の要配慮者対策、帰宅困難者対策の推進、地域防災活動・防災教育の推進 救助・救急活動等の迅速な実施 《被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止》 ●物資供給等に係る連携体制の整備、非常用物資の備蓄促進 《消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞》 ●防災訓練等による救助・救急体制の強化、自衛隊体制の維持・拡充、救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 《被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺》 ●避難所等の生活環境の改善、健康への配慮、被災時の医療支援体制の強化、災害時における福祉的支援、防疫対策 ライフラインの確保 《長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止》 ●再生可能エネルギーの導入拡大、電力基盤等の整備、多様なエネルギー資源の活用、石油燃料供給の確保等の防災対策 《食料の安定供給の停滞》 ●食料生産基盤の整備、農産物の体質強化、食料品の販路拡大、農産物の産地備蓄の推進、生鮮食料品の流通体制の確保 ▷指標例：地籍調査進捗率（東山地区） 45.0%（R1）→70.8%（R6） 《上下水道等の長期間にわたる機能停止》 ●水道施設の防災対策、下水道施設の防災対策 《市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止》 ●高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備、道路施設の防災対策等、鉄道施設の耐震化、災害時における新たな交通手段の活用

■富良野市地域防災計画

計 画 名	富良野市地域防災計画
計画期間	昭和 38（1963）年策定～令和 3（2021）年一部修正
計画策定の目的	災害対策基本法に基づき、富良野市防災会議が作成する計画であり、自然災害や事故災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、市をはじめ、市民及び防災関係機関が全力をあげて予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。
計画の位置づけ	この計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。 計画は、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓とするとともに、男女共同参画等の生活者の多様な視点を取り入れるものとする。また、国の防災方針を定めた防災基本計画及び北海道地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。
災害予防計画	第 9 節 避難体制整備計画 適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難情報を発令し、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。 また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、指定一般避難所、指定緊急避難場所、指定福祉避難所と区分する。 【避難体制の整備】 〈避難誘導体制の整備〉 自主防災組織の活動において、市から避難情報が発令された場合に、安全な避難経路や要配慮者等に対する避難誘導の担当者を具体的に決めるなど、避難計画の作成を指導する。また、福祉施設、事業所で安全に避難できるよう各管理者に対し、避難計画の作成を指導する。 【避難所の整備及び周知の推進】 避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。 1. 広域避難場所 市街地における同時多発的な火災から市民等の生命を保護するため、一定程度の広さを有する公園・公共施設のグラウンド等を選定する。 2. 指定一般避難所 被災者が一定期間避難生活を送るために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮したうえ、学校等の公共施設を選定する。 3. 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から一時的に逃れるため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設等を選定する。 連合会や町内会、自主防災組織は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。その際、洪水など、被害想定区域が広範となる災害種別においては、地区内に指定緊急避難場所が設定できない場合があることから、垂直避難や、指定避難所へ直接避難することも必要となることに留意する。 4. 指定福祉避難所 避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に生活を送ることが困難な高齢者や障害のある人等のための避難所として、ふれあいセンターを指定し、必要な物資・機材等の備蓄を図る。また、社会福祉施設等の指定に向けて協議を進めていく。